



G I F T

株式会社ギフト



新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成 30 年 9 月

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式969,000千円（見込額）の募集及び株式813,200千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式292,980千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年9月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ギフト

東京都町田市原町田六丁目27番19号

本ページ及びこれに続く写真・カラー図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

事業の概況

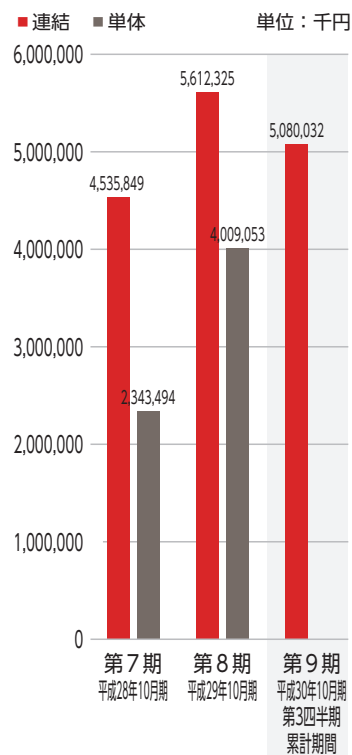
当社グループは、「横浜家系ラーメンを世界への贈り物に！」を事業コンセプトとして横浜家系ラーメンを主体とした直営店の運営（直営店事業部門）、ならびにプロデュース店への食材提供や運営ノウハウ供与等（プロデュース事業部門）を展開しております。

直営店事業部門においては、いつも美味しいと言っていただける味の追求は勿論のこと、ご来店いただいたお客様に対して、エンターテインメント性や笑顔が溢れる店舗空間において、きめ細やかな気遣いを感じていただけるサービスを提供しております。また、プロデュース事業部門においては、当社グループに蓄積された繁盛店ノウハウをプロデュース店に惜しみなく注ぎ、常に美味しいラーメンが提供される、地域で愛される店舗づくりに貢献しております。

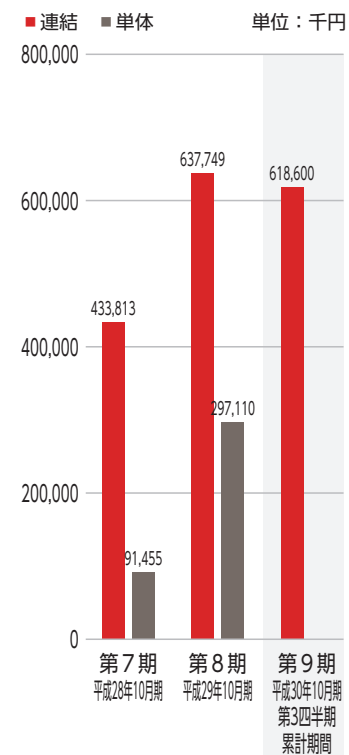
海外ではシンガポールに1社、米国に5社、合計6社の子会社を設立しています（平成30年7月末現在）。なお、当社グループのセグメントは、「飲食事業」のみの単一セグメントであるためセグメント情報に代えて事業部門別の記載としております。

【売上高・経常利益・店舗数の推移】

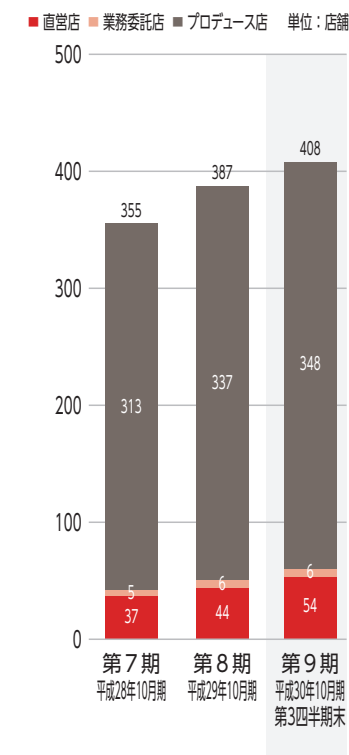
売上高



経常利益



店舗数



2. 事業の内容

直営店事業部門について

国内：横浜家系ラーメン「町田商店」等

自社開発した麺、タレ、スープを自社または委託先にて製造し、横浜家系ラーメン店として展開しております。横浜家系ラーメンは生ガラ（豚骨、鶏骨等）を入れてスープを焚き続けること、そのスープをお客様に提供し続けること、そして、スープの量と味を保ち続けることの全てを並立する技術を要しますが、当社グループでは品質管理の行き届いたOEM先に生産を委託することにより、スープづくりのための人的、時間的制約を受けることなくラーメン専門店の安定した味を展開できております。また、直営店のほかに経営リスクを委託先が負う業務委託店形式による店舗も有しております。関東を中心に直営店54店舗、業務委託店6店舗を展開しています（平成30年7月末現在）。

▶ 主軸商品（メニュー）

▶ MAXラーメン



▶ ネギラーメン



▶ つけ麺



▶ 国内店舗

駅近エリア

『地域名+商店』
地域密着型店舗展開

▶ 池袋商店



▶ 三ノ宮商店



ロードサイドエリア

『町田商店』
一定品質のチェーン展開

▶ 神戸垂水店



▶ 仲町台店



▶ 清水インター店



▶ 代々木商店



▶ 綱島商店



▶ 荻窪商店



▶ 京都東インター店



▶ 加古川店



海外：E.A.K. RAMEN

国内直営店事業部門で培ったノウハウを活かし、出店国の飲食事情、味覚を考慮して横浜家系ラーメンを海外で提供しております。現在、ニューヨーク、ロサンゼルスへの出店を果たしております。今後も当面はアメリカでの店舗数拡大を図ってまいります。

▶ 主軸商品（メニュー）

▶ The E.A.K.



▶ Oh So Hot!



▶ V-Garden



▶ 海外店舗

▶ E.A.K.RAMEN LA



▶ E.A.K.RAMEN NY



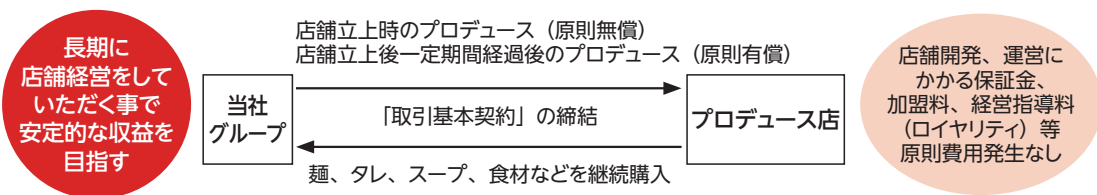
プロデュース事業部門について

プロデュース事業部門は、新規にラーメン店の開業を予定している店舗オーナーとの間で「取引基本契約」を締結し、店舗開発、運営にかかる保証金、加盟料、経営指導料（ロイヤリティ）等を原則收受せず、それに代わって当社グループのプライベートブランドである麺、タレ、スープ、食材などを店舗オーナーが経営するプロデュース店に継続的に購入してもらうビジネスモデルを展開しております。

店舗プロデュースの内容は、店舗立上時のプロデュース（原則無償）と、店舗立上後一定期間経過後のプロデュース（原則有償）に分かれます。

店舗立上時のプロデュースは、当社グループが有するラーメン店の店舗運営ノウハウ（店舗設計、店舗内サービス、メニュー、仕入ルート他）をプロデュース店立上げ支援のために無償提供するものです。

店舗立上後一定期間経過後のプロデュースは、プロデュース店オーナーからの各種要請に基づき、店舗運営ノウハウに基づくコンサルティングサービスを提供するものです。プロデュース店舗数は348店舗となっております（平成30年7月末現在）。



3. グループの特徴

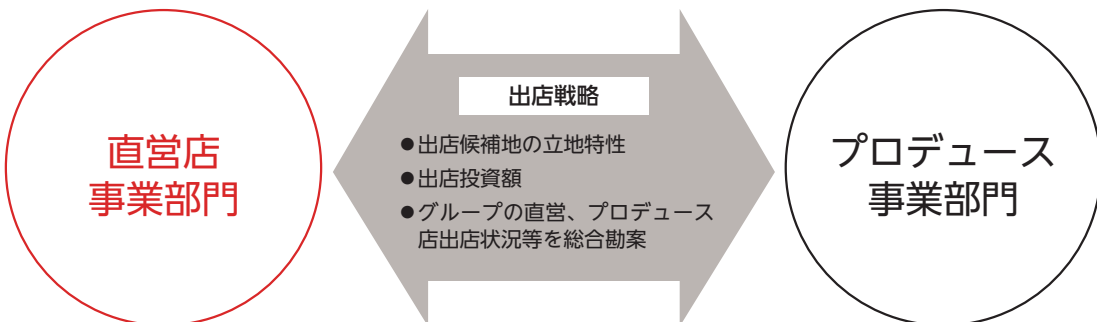
①売上高経常利益率11.4%

平成29年10月期には売上高経常利益率11.4%（連結ベース）となっております。

●ビジネスモデル

直営店・プロデュース店の
出店バランスをコントロールすることで

●408店舗（平成30年7月末現在）の一括仕入による低コスト化を実現



- 横浜家系ラーメンをベースにしたブランド「横浜家系ラーメン町田商店」を主に展開
- 坪当たり月商は概ね350千円を超える
- 海外では米国ロサンゼルス、ニューヨークに出店

店舗開発、運営にかかる保証金、加盟料、経営指導料（ロイヤリティ）等を原則收受せず、それに代わり当社グループのプライベートブランドである麺、タレ、スープ、食材などを継続的に購入してもらうビジネスモデル

②横浜家系ラーメン店舗運営ノウハウ

直営店事業部門で培った横浜家系ラーメン店舗運営ノウハウを生かし、プロデュース店の店舗開発（出店地開発）支援、店舗設計支援、メニュー開発支援、店舗オペレーション支援、スタッフ教育支援等、各種サービスを提供し、オーナー様の繁盛店作りをお手伝いし、結果、当社グループの提供する麺、タレ、スープ、食材などの継続的取引を進めております。今まで培った横浜家系ラーメン店舗運営ノウハウにより直営店事業部門とプロデュース事業部門が共に事業拡大していく好循環が形成されてきていると考えております。

③駅近エリア・ロードサイドエリアにおける出店戦略

出店余地を国内、海外の戦略出店地域の中から速やかに見出し、直営店またはプロデュース店を如何に効率的に出店し続けるかが当社グループの経営上の重要課題であると認識しております。それゆえ、出店戦略は、出店候補地の立地特性、出店投資額、当社グループの直営店、プロデュース店の出店状況等を総合勘案し、グループとして一元的な意思決定を行っております。出店候補地については、駅に近いエリア（駅近エリア）と郊外エリア（ロードサイドエリア）に大別し、競合店状況、乗降客数、商圈人口、交通量他、それぞれの立地特性を判断するパラメータの分析結果をもとにして慎重に検討しております。

④安定的に均一な味・品質を提供できる供給体制

当社グループは、グループ内製造の拠点として四之宮商店のブランドで展開する製麺工場を有しており、品質、味、コストのあらゆる面でラーメン提供にとって極めて重要な要素と考える麺を当該工場で製造することで、直営店、プロデュース店のいずれに対しても安定供給体制を敷くことが可能となっております。加えて、麺以外の重要構成要素であるタレ、スープに関しても自社開発したPB商品の製造を委託し、麺同様に安定供給体制を維持しております。

4. 対処すべき課題

①既存店売上の維持向上

外食産業は、個人消費の動向に影響を受けやすく、また参入が比較的に容易であることから、企業間競争は激化する傾向にあります。その中で当社グループは、地域密着型の展開を進め、地元のお客様に長く愛され、記憶に残る商品を提供し続けていくことが繁盛店維持の鍵であると考えております。横浜家系ラーメンは、主力とした自家製麺のラーメン店の展開、絶え間ないタレ、スープの味の見直しを徹底することにより、他社と差別化することで収益を確保してまいります。今後も味は勿論のこと、エンターテインメント性に富んだ空間をお客様に提供できるよう社員教育を徹底し、お客様満足度を高めていくことにより、既存店昨年対比売上高の維持向上を行えるようにマネジメントしてまいります。

②新規出店の継続、出店エリアの拡大

当社グループは、主として横浜家系ラーメン業態にて日本各地に出店を続けてまいりました。今後は、新たな収益機会獲得を一層進めるべく、関東ではロードサイドを中心に「町田商店」での新規出店を図り、関東を除く東日本、西日本では駅近エリア、ロードサイドに新たな出店エリアを求めてまいります。

また、国内のラーメン市場がここ数年微増にとどまっていることから、事業拡大には海外進出は不可欠と考えております。新たな収益機会の獲得及びラーメン文化の海外への展開のため、事業パートナーの模索および既設のロサンゼルス店、ニューヨーク店に続き、アメリカでの直営店の新規出店展開を図ってまいります。

③プロデュース店の維持及び拡大

当社グループは、当社グループ直営店と同様の味、サービスをお客様に提供できるビジネスモデルとしてプロデュース事業部門を展開しております。当社グループの直営店事業部門にて展開する横浜家系ラーメン業態をプロデュースして欲しいというオーナー様のニーズを受け、今後も積極的に横浜家系ラーメン業態をプロデュースするとともに、それ以外のラーメン業態のプロデュースニーズにも対応してまいります。プロデュースされた店舗は当社グループから麺、タレ、スープ、食材などの安定供給を受け、店舗展開を図っております。当社グループは、全国に多くの出店余地を残す横浜家系ラーメンを中心に今後も積極的にプロデュース事業部門を拡大してまいります。

④内製化比率改善による採算性改善とBCP対応

当社グループのPB商品は、タレ、スープに関しては大手食品メーカーに生産委託するものの、麺については自社製麺工場（四之宮商店）にて大半を供給できる体制を有しております。麺の生産については、一部、外部委託しておりますが、さらなる内製化を図ることにより、一層のコストダウン（採算性改善）を実現できると考えております。しかしながら、麺の生産拠点を一極集中することは、BCP（事業継続計画）の観点から見るとリスクが高いことから、中期的には災害リスク等を念頭に置き、多角的見地から、生産体制を検討してまいりたいと考えております。

⑤衛生・品質管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故や異物混入事故の発生、偽装表示の問題等により、食品の安全性担保に対する社会的な要請が強くなっております。当社グループの直営店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に商品開発部門、内部監査部門による店舗及び工場に対するチェックを実施しております。加えて、外部機関による店舗調査、衛生検査等を行っており、今後も法令改正等に対応しながら衛生・品質管理体制のさらなる強化を図ってまいります。

⑥人材の確保、社員教育の徹底

直近の人材採用環境は、バブル期並み水準まで有効求人倍率が好転する等、求職者側に有利な状況にあり、求人側の企業は、適正人員確保に苦戦を強いられております。とりわけ、外食産業においては人材確保に窮しており、当社グループでは事業拡大とともに人員不足が顕著になっております。こうした状況下、当社グループでは、当社ビジネスモデルの優位性、事業成長性、海外展開等のアピールポイントをしっかりと訴求して正社員の適正数確保を図るとともに、パート・アルバイトの戦力化を図るべく経営理念の共有、OJT教育を徹底的に実施し、人材の戦力化と離職率ダウンを図ることで事業拡大の体制を維持してまいります。

⑦新業態店の開発、立上げ

当社グループは、横浜家系ラーメンを関東、関東を除く東日本、西日本と広範に出店する一方、当該業態に次ぐ強力な新業態の開発を精力的に進めてきております。新業態の開発は、新商品開発同様に商品開発部門が主管し、消費者の反応を探るアンテナショップのような役割を果たす店舗を複数用意し、お客様の生の声、評判をしっかりと見極める等、濃密なマーケティング活動を展開しております。そうした中、豚骨ベースの醤油スープに、にんにく、野菜、背脂などをお好みで調整し、チャーシューをダイナミックに載せることができるがつつり系のラーメン店「豚山」を立ち上げ、一定の評価を得ております。今後、当該業態による駅近エリアへの出店も視野に入れ、業態としての立上げを図ってまいります。また、絶え間ない商品開発、こうした新業態開発活動を通じ横浜家系ラーメンとバッティングしないブランドによる事業展開を創出してまいります。

5. 主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期第3四半期
決算年月	平成28年10月	平成29年10月	平成30年7月
売上高	(千円) 4,535,849	5,612,325	5,080,032
経常利益	(千円) 433,813	637,749	618,600
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益	(千円) 104,649	218,947	466,644
包括利益又は四半期包括利益	(千円) 105,987	221,431	455,485
純資産額	(千円) 528,100	779,583	1,235,069
総資産額	(千円) 2,225,407	2,389,874	3,042,706
1株当たり純資産額	(円) 132.03	192.06	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円) 26.16	54.73	114.97
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円) —	—	—
自己資本比率	(%) 23.7	32.6	40.6
自己資本利益率	(%) 22.0	33.5	—
株価収益率	(倍) —	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 441,953	575,123	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △390,198	△476,867	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △224,190	△173,588	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円) 870,178	804,898	—
従業員数 [ほか、平均臨時雇用人員]	(名) 175 (133)	—	216 (303)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
 3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 4. 当社は、平成28年8月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
 5. 第9期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第9期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び従業員数については、第9期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
 6. 前連結会計年度(第7期)及び当連結会計年度(第8期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。第9期第3四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。
 7. 従業員数は、就業人数(当社グループ外から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー、アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣社員を含んでおります。

提出会社の経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成24年11月	平成25年11月	平成26年11月	平成27年10月	平成28年10月	平成29年10月
売上高	(千円) 351,301	662,447	1,190,202	1,870,332	2,343,494	4,009,053
経常利益	(千円) 12,798	34,014	82,056	104,437	91,455	297,110
当期純利益	(千円) 10,094	21,744	51,290	41,094	26,491	321,540
資本金	(千円) 5,000	20,000	20,000	20,000	20,000	35,025
発行済株式総数	(株) 500	2,000	2,000	2,000	200,000	202,950
純資産額	(千円) 13,806	50,551	101,841	418,894	445,386	796,978
総資産額	(千円) 80,225	224,320	576,232	1,302,335	1,341,322	2,345,971
1株当たり純資産額	(円) 27,613.71	25,275.66	50,920.75	209,447.25	111.35	196.35
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) (—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額	(円) 20,188.36	42,140.45	25,645.08	20,547.16	6.62	80.38
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円) —	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%) 17.2	22.5	17.7	32.2	33.2	34.0
自己資本利益率	(%) 73.1	67.6	67.3	15.8	6.1	51.8
株価収益率	(倍) —	—	—	—	—	—
配当性向	(%) —	—	—	—	—	—
従業員数 [ほか、平均臨時雇用人員]	(名) 24 (8)	37 (18)	82 (67)	89 (87)	118 (107)	179 (185)

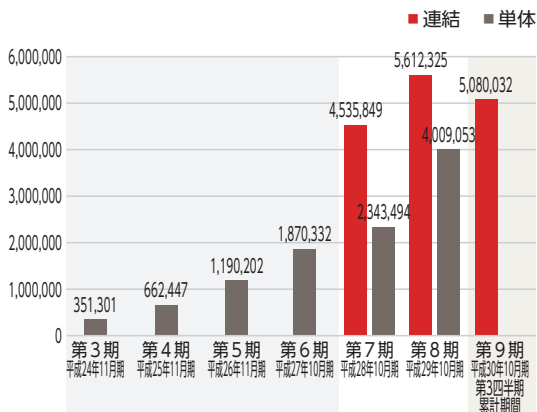
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 当社は、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、発行済株式総数は4,059,000株となっております。
 3. 平成27年8月28日開催の臨時株主総会決議により、決算期を11月30日から10月31日に変更しました。したがって、第6期は、平成26年12月1日から平成27年10月31日までの11ヶ月間となっております。
 4. 当社は、平成28年8月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
 6. 第3期、第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。第6期、第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
 7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 8. 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第3期、第4期、第5期及び第6期については、「会計計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、これらの数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきEY新日本有限責任監査法人による監査を受けておりません。
 9. 従業員数は、就業人数(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む)であり、(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー、アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣社員を含んでおります。
 10. 当社は、平成29年5月1日付で連結子会社であった株式会社アイナル・スリー・フィートを吸収合併し、また、平成29年8月1日付で連結子会社であった株式会社四王を吸収合併したため、第3期における経営指標等は以前と比較して大幅に変動しております。
 11. 平成28年8月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について「平成24年8月21日付東証上審第133号」に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第3期、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成24年11月	平成25年11月	平成26年11月	平成27年10月	平成28年10月	平成29年10月
1株当たり純資産額	(円) 13.81	12.64	25.46	104.72	111.35	196.35
1株当たり当期純利益金額	(円) 10.09	21.05	12.82	10.27	6.62	80.38
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円) —	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) (—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

6. 業績等の推移

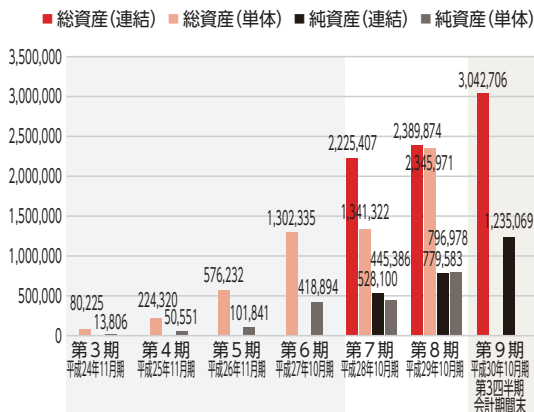
売上高

(単位：千円)



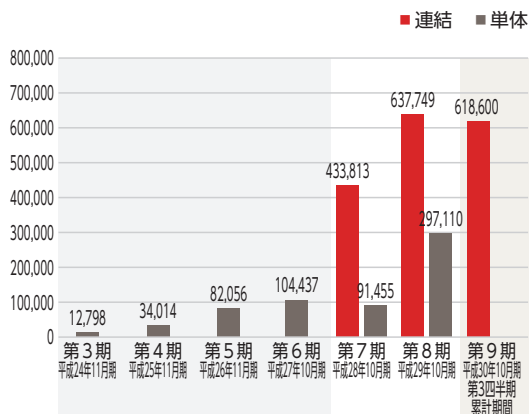
純資産額／総資産額

(単位：千円)



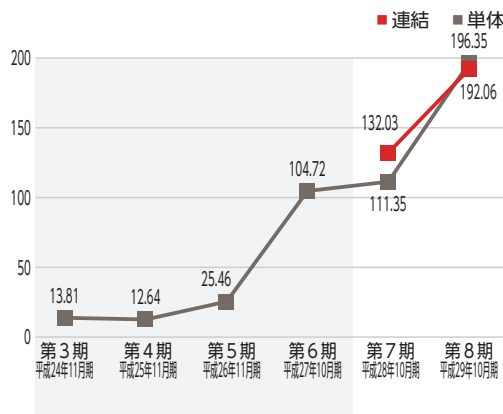
経常利益

(単位：千円)



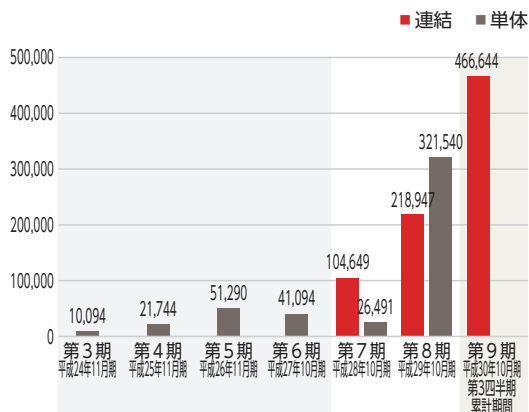
1株当たり純資産額

(単位：円)



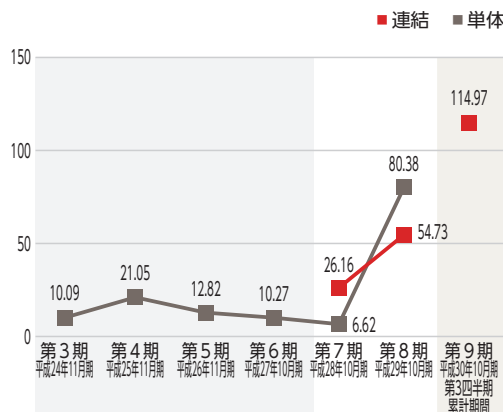
当期純利益又は親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益

(単位：千円)



1株当たり当期(四半期)純利益金額

(単位：円)



- (注) 1. 当社は、平成28年8月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額」の各グラフでは、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。
2. 第6期は、平成26年12月1日から平成27年10月31日までの11ヶ月間となっております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	2
3 【募集の条件】	3
4 【株式の引受け】	4
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	6
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	7
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	18
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【業績等の概要】	20
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	24
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	30
6 【研究開発活動】	30
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	30
第3 【設備の状況】	33
1 【設備投資等の概要】	33
2 【主要な設備の状況】	33
3 【設備の新設、除却等の計画】	34

第4	【提出会社の状況】	35
1	【株式等の状況】	35
2	【自己株式の取得等の状況】	45
3	【配当政策】	46
4	【株価の推移】	46
5	【役員の状況】	46
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5	【経理の状況】	56
1	【連結財務諸表等】	57
2	【財務諸表等】	95
第6	【提出会社の株式事務の概要】	110
第7	【提出会社の参考情報】	111
1	【提出会社の親会社等の情報】	111
2	【その他の参考情報】	111
第四部	【株式公開情報】	112
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	112
第2	【第三者割当等の概況】	114
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	114
2	【取得者の概況】	116
3	【取得者の株式等の移動状況】	118
第3	【株主の状況】	119
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月13日
【会社名】	株式会社ギフト
【英訳名】	GIFT INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田川 翔
【本店の所在の場所】	東京都町田市原町田六丁目27番19号
【電話番号】	042(860)7182 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 末廣 紀彦
【最寄りの連絡場所】	東京都町田市原町田六丁目27番19号
【電話番号】	042(860)7182 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 末廣 紀彦
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 969,000,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 813,200,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 292,980,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数 (株)	内容
普通株式	600,000 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年9月13日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成30年10月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、51,400株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
5. 上記とは別に、平成30年9月13日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式154,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成30年10月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年10月1日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数 (株)	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	600,000	969,000,000	524,400,000
計(総発行株式)	600,000	969,000,000	524,400,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額ではありません。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年9月13日開催の取締役会決議に基づき、平成30年10月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,900円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,140,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年10月11日(木) 至 平成30年10月16日(火)	未定 (注) 4	平成30年10月18日(木)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
 発行価格は、平成30年10月1日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年10月10日に引受価額と同時に決定される予定であります。仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年10月1日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年10月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年9月13日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年10月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成30年10月19日(金)（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、申込みをします。
7. 申込みに先立ち、平成30年10月2日から平成30年10月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であり、申込みをします。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 町田支店	東京都町田市原町田六丁目3番8号
株式会社三菱UFJ銀行 町田支店	東京都町田市原町田六丁目11番19号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	<ol style="list-style-type: none"> 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年10月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
計	—	600,000	—

- (注) 1. 平成30年10月1日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年10月10日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,048,800,000	9,000,000	1,039,800,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,900円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,039百万円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限269百万円と合わせて、事業規模拡大のため、その全額を当社直営店舗の新規出店にかかる設備(差入保証金及び固定資産等含む。)投資資金に充当する予定であります。具体的には以下の通りであります。

- ① 事業規模拡大のため新規に開店を予定している国内直営店舗21店舗の建物などの固定資産(平成31年10月期に735百万円を充当する予定であります。)
- ② 新規出店のための敷金などの差入保証金(平成31年10月期に202百万円を充当する予定であります。)
- なお、残額は平成32年10月期に開店を予定している国内直営店舗の設備投資資金に充当する予定であります。具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年10月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	428,000	813,200,000	東京都町田市 田川 翔 428,000株
計(総売出株式)	—	428,000	813,200,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,900円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 10月11日(木) 至 平成30年 10月16日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号 野村証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成30年10月10日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	154,200	292,980,000 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 154,200株
計(総売出株式)	—	154,200	292,980,000

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年9月13日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式154,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,900円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1	自 平成30年 10月11日(木) 至 平成30年 10月16日(火)	100	未定 (注) 1	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である田川翔（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年9月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式154,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 154,200株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成30年10月30日(火)

- (注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年10月1日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。
2. 割当価格は、平成30年10月10日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年10月19日から平成30年10月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である田川翔並びに当社株主である株式会社グローウィング、笹島竜也、末廣紀彦、榎正規及び藤井誠二は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成31年1月16日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社株主である株式会社力の源ホールディングスは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年4月16日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年4月16日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年9月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（株式会社ガーデン、株式会社AZism、株式会社ダイニングイノベーション、株式会社トイダック、株式会社NO's、末廣紀彦、榎正規、株式会社エススタイル、株式会社スプラウト、株式会社スマイルキューブ、有限会社エムズファクトリー、ラインエイジ株式会社及び田中明雄）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期
決算年月	平成28年10月	平成29年10月
売上高 (千円)	4,535,849	5,612,325
経常利益 (千円)	433,813	637,749
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	104,649	218,947
包括利益 (千円)	105,987	221,431
純資産額 (千円)	528,100	779,583
総資産額 (千円)	2,225,407	2,389,874
1株当たり純資産額 (円)	132.03	192.06
1株当たり当期純利益金額 (円)	26.16	54.73
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	23.7	32.6
自己資本利益率 (%)	22.0	33.5
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	441,953	575,123
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△390,198	△476,867
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△224,190	△173,588
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	870,178	804,898
従業員数〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	175 [133]	188 [205]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 当社は、平成28年8月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 前連結会計年度（第7期）及び当連結会計年度（第8期）の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

6. 従業員数は、就業人数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー、アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣社員を含んでおります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成24年11月	平成25年11月	平成26年11月	平成27年10月	平成28年10月	平成29年10月
売上高	(千円)	351,301	662,447	1,190,202	1,870,332	2,343,494	4,009,053
経常利益	(千円)	12,798	34,014	82,056	104,437	91,455	297,110
当期純利益	(千円)	10,094	21,744	51,290	41,094	26,491	321,540
資本金	(千円)	5,000	20,000	20,000	20,000	20,000	35,025
発行済株式総数	(株)	500	2,000	2,000	2,000	200,000	202,950
純資産額	(千円)	13,806	50,551	101,841	418,894	445,386	796,978
総資産額	(千円)	80,225	224,320	576,232	1,302,335	1,341,322	2,345,971
1株当たり純資産額	(円)	27,613.71	25,275.66	50,920.75	209,447.25	111.35	196.35
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	20,188.36	42,140.45	25,645.08	20,547.16	6.62	80.38
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	17.2	22.5	17.7	32.2	33.2	34.0
自己資本利益率	(%)	73.1	67.6	67.3	15.8	6.1	51.8
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—	—
従業員数〔ほか、平均臨時 雇用人員〕	(名)	24 〔8〕	37 〔18〕	82 〔67〕	89 〔87〕	118 〔107〕	179 〔185〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、発行済株式総数は4,059,000株となっております。
3. 平成27年8月28日開催の臨時株主総会決議により、決算期を11月30日から10月31日に変更しました。したがって、第6期は、平成26年12月1日から平成27年10月31日までの11ヶ月間となっております。
4. 当社は、平成28年8月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 第3期、第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。第6期、第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第3期、第4期、第5期及び第6期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、これらの数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人による監査を受けておりません。
9. 従業員数は、就業人数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー、アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣社員を含んでおります。
10. 当社は、平成29年5月1日付で連結子会社であった株式会社ファイナル・スリー・フィートを吸収合併し、また、平成29年8月1日付で連結子会社であった株式会社四天王を吸収合併したため、第8期における経営指標等は以前と比較して大幅に変動しております。

11. 平成28年8月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第3期、第4期、第5期及び第6期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成24年11月	平成25年11月	平成26年11月	平成27年10月	平成28年10月	平成29年10月
1株当たり純資産額 (円)	13.81	12.64	25.46	104.72	111.35	196.35
1株当たり当期純利益金額 (円)	10.09	21.05	12.82	10.27	6.62	80.38
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

当社の事業は、代表取締役社長である田川翔が平成20年1月、東京都町田市に横浜家系ラーメン町田商店（国内直営1号店）を個人事業として創業したことに始まります。

当社設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
平成21年12月	飲食業を目的とし、個人事業の法人化により株式会社町田商店（現当社）（資本金5,000千円）を設立し、直営店事業部門を開始
平成22年1月	ラーメン事業のプロデュース、PB（プライベートブランド）商品販売、製麺等を目的に、田川翔の100%出資により株式会社ファイナル・スリー・フィートを設立し、プロデュース事業部門を開始
平成25年11月	株主割当増資により資本金を20,000千円に増資 神奈川県平塚市に製麺工場を設立
平成26年2月	横浜家系ラーメン 業務委託第1号店 ごっち をオープン
平成26年3月	国内直営店10店舗目オープンを達成（横浜家系ラーメン 町田商店渋谷店）
平成26年12月	国内直営店20店舗目オープンを達成（横浜家系ラーメン 金町商店）
平成27年3月	株式会社ファイナル・スリー・フィートが、株式会社コロワイドより株式会社四天王の全株式を取得し子会社化
平成27年5月	商号を株式会社ギフトに変更 飲食店の海外展開を目的として、グループ初の海外法人FINAL THREE FEET SG PTE. LTD.（現 GIFT（SINGAPORE） PTE. LTD.）をシンガポールに設立
平成27年10月	株式会社ファイナル・スリー・フィートの全株式を株式交換により取得し、完全子会社化
平成27年11月	国内直営店30店舗目オープンを達成（横浜家系ラーメン 久米川商店）
平成28年3月	飲食店の海外展開を目的として、GIFT USA INC.、GIFT LOS ANGELES LLC、GIFT NEW YORK LLCをアメリカに設立
平成28年7月	町田商店シンガポール店（海外直営1号店）をオープン
平成28年12月	国内直営店40店舗目オープンを達成（横浜家系ラーメン 宮前商店） アメリカにE. A. K. RAMENの第1号店として E. A. K. RAMEN LOS ANGELES店（海外直営2号店）をオープン
平成29年5月	経営の効率化、経営意思決定の迅速化等を目的として、株式会社ファイナル・スリー・フィートを吸収合併
平成29年8月	経営の効率化、経営意思決定の迅速化等を目的として、株式会社四天王を吸収合併
平成29年12月	国内直営店50店舗目オープンを達成（横浜家系ラーメン 町田商店入間店）
平成30年2月	GIFT NEW YORK NO. 2, LLCをアメリカに設立
平成30年5月	GIFT DENVER LLCをアメリカに設立


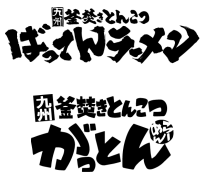

3 【事業の内容】



当社グループは、当社及び連結子会社6社（GIFT（SINGAPORE）PTE.LTD.、GIFT USA INC.、GIFT LOS ANGELES LLC、GIFT NEW YORK LLC、GIFT NEW YORK NO.2, LLC、GIFT DENVER LLC）により構成されており、「横浜家系ラーメンを世界への贈り物に！」を事業コンセプトとして横浜家系ラーメンを主体とした直営店の運営（直営店事業部門）、ならびにプロデュース店への食材提供や運営ノウハウ供与等（プロデュース事業部門）を展開しております。

横浜家系ラーメンは、昭和49年（1974年）以降に登場した神奈川県横浜市発祥の豚骨醤油ベースの中太麺を特徴とするラーメンであります。生ガラ（豚骨、鶏骨等）から取ったダシに醤油のタレを混ぜた豚骨醤油ベースのスープ、中太麺と、ほうれん草・チャーシュー・海苔のトッピングを基本とし、味の濃さ、スープの脂の量、麺のゆで加減の調整、トッピングの追加などによるアレンジが可能であることを等の特徴としております。当社グループは麺、タレ、スープを、すべて自社で開発し、自社または委託先で製造していることから、直営店、プロデュース店のどの店舗においても一定の味と安定した品質にて提供し続けることを可能としております。なお、タレ、スープともに供給力に優れた食品メーカーに製造委託をしており、安定供給体制が敷かれております。

当社グループは、横浜家系ラーメン以外にも九州釜焚きとんこつラーメン等、他のラーメン業態も展開しておりますが、現在は主力業態である横浜家系ラーメンの出店に軸足を置いております。出店余地を国内、海外の戦略出店地域の中から速やかに見出し、直営店またはプロデュース店を如何に効率的に出店し続けるかが当社グループの経営上の重要課題であると認識しております。それゆえ、出店戦略は、出店候補地の立地特性、出店投資額、当社グループの直営店、プロデュース店の出店状況等を総合勘案し、グループとして一元的な意思決定を行っております。出店候補地については、駅に近いエリア（駅近エリア）と郊外エリア（ロードサイドエリア）に大別し、競合店状況、乗降客数、商圏人口、交通量他、それぞれの立地特性を判断するパラメータの分析結果をもとにして慎重に検討しております。

主要なラーメン事業と出店状況

ラーメン事業		主な事業の内容	出店地域
横浜家系ラーメン		豚骨醤油ベースのスープに、中太麺と、ほうれん草・チャーシュー・海苔のトッピングを基本とし、味の濃さ、スープの脂の量、麺のゆで加減の調整、トッピングの追加などによるアレンジが可能であることを特徴としております。 （代表店舗：町田商店神戸垂水店、町田商店仲町台店、町田商店清水インター店、町田商店京都東インター店、町田商店加古川店、池袋商店、三ノ宮商店、代々木商店、綱島商店、荻窪商店） （主軸商品：ラーメン、MAXラーメン、ネギラーメン、つけ麺）	国内
九州釜焚きとんこつ （ばってんラーメン、 がっとな）		クリーミーな豚骨スープに細麺を特徴とするラーメンであります。麺の硬さはお好みで6段階から選ぶことができ、替え玉が可能であることを等の特徴としております。 （代表店舗：九州釜焚きとんこつ ばってんラーメン町田店、九州釜焚きとんこつ ばってんラーメン鴨宮店） （主軸商品：ラーメン、ばってん盛りラーメン、ネギラーメン）	国内
四天王		主にインバウンドの顧客層をターゲットに運営しております。 （代表店舗：四天王道頓堀店） （主軸商品：醤油ラーメン、塩ラーメン、味噌ラーメン）	国内

ラーメン事業		主な事業の内容	出店地域
豚山		豚骨ベースの醤油スープに、にんにく、野菜、背脂などをお好みで調整し、チャーシューをダイナミックに載せることを特徴とする、がっつり系のラーメンであります。 (代表店舗：豚山) (主軸商品：小ラーメン、小豚ラーメン、汁なし、つけ麺)	国内
E. A. K. RAMEN	 E. A. K. RAMEN	「味」「雰囲気」だけでなく、サービスにおいても日本の「おもてなし教育」を徹底したうえで、各地のカルチャーに合わせたローカライズを施しております。 (代表店舗：E. A. K. RAMEN LOS ANGELES、E. A. K. RAMEN NEW YORK) (主軸商品：The E. A. K.、Oh So Hot!、V-Garden)	アメリカ

また、当社グループは、グループ内製造の拠点として四之宮商店のブランドで展開する製麺工場を有しており、品質、味、コストのあらゆる面でラーメン提供にとって極めて重要な要素と考える麺を当該工場で製造することで、直営店、プロデュース店のいずれに対しても安定供給体制を敷くことが可能となっております。加えて、店舗ごとに個別で仕入を行うのではなく、全店舗で一括仕入を行うことで個別での仕入に比べ、低コスト化を実現しております。

更に、麺以外の重要構成要素であるタレ、スープに関しても自社開発したプライベートブランド商品（以下「PB商品」という。）の製造を委託し、麺同様に安定供給体制を維持しております。このようにラーメン分野において、マーケティング（出店）から製造までの重要な機能を戦略的にワンストップで兼ね揃えることで、現在のビジネスモデルを構築しております。

今まで培った家系ラーメン店舗運営ノウハウにより直営店事業部門とプロデュース事業部門が共に事業拡大していく好循環が形成されていると考えております。

なお、当社グループのセグメントは、「飲食事業」の単一セグメントであるためセグメント情報に代えて事業部門別の記載としております。

（1）事業内容について

① 直営店事業部門について

直営店事業部門は国内直営店事業部門と海外直営店事業部門で構成されております。

国内直営店事業部門では、自社開発した麺、タレ、スープを自社または委託先にて製造し、横浜家系ラーメン店として展開しております。駅近エリアでは原則、店名を「地域名＋商店」として地域密着型の店舗展開をしており、一方、ロードサイドエリアでは「町田商店」ブランドで一定品質のチェーン展開をしております。

横浜家系ラーメンは生ガラ（豚骨、鶏骨等）を入れてスープを焚き続けること、そのスープをお客様に提供し続けること、そして、スープの量と味を保ち続けることの全てを並立する技術を要しますが、当社グループでは品質管理の行き届いたOEM先に生産を委託することにより、スープづくりのための人的、時間的制約を受けることなくラーメン専門店の安定した味を展開できております。

当社グループでは、OEM供給を受ける当該スープをPB商品とし、直営店のみならず、プロデュース店への供給を行っており、ロットでの生産委託によりコスト軽減を図るとともに、実際に各店舗で生ガラ（豚骨、鶏骨等）から焚きだす方法と比して以下のようなメリットを享受しております。

- ・生ガラスープに比して廃棄ロスが少ない。
- ・生ガラを焚きだすスープ職人の養成を必要としない（出店のための人的制約を受けない）。
- ・生ガラの焚きだしと比べると水道光熱費が安い。
- ・出店立地の制約を受け難い（生ガラを焚きだす場合、出店地周辺への匂いの問題から出店上の制約を受ける）。

なお、国内直営店の坪当たり月商は概ね350千円を超えております。

また、直営店のほかに経営リスクを委託先が負う業務委託店形式による店舗も有しております。

一方、海外直営店事業部門では、「横浜家系ラーメンを世界への贈り物に！」という事業コンセプトに則り、国内直営店事業部門で培ったノウハウを活かし、出店国の飲食事情、味覚を考慮して横浜家系ラーメンを海外で提供しております。

現在、ニューヨーク、ロサンゼルスへの出店を果たしております。今後も当面はアメリカでの店舗数の拡大を図ってまいります。

国内直営店事業部門と同様、ラーメン店運営にとって重要な麺、タレ、スープの提供において、麺は、国内自社製麺と同等の品質が保持されている製麺メーカーより供給を受け、タレは、日本と同じものを国内直営店事業部門においてOEM供給を受けている国内委託メーカーより仕入れております。スープに関しては、全店舗、店舗内でスープを焚いてラーメンを提供しております。

(注) GIFT (SINGAPORE) PTE. LTD. は平成30年7月17日開催の取締役会において、解散を決議しており、現在清算手続き中であります。

② プロデュース事業部門について

プロデュース事業部門は、新規にラーメン店の開業を予定している店舗オーナーとの間で「取引基本契約」を締結し、店舗開発、運営にかかる保証金、加盟料、経営指導料(ロイヤリティ)等を原則收受せず、それに代わって当社グループのプライベートブランドである麺、タレ、スープ、食材などを店舗オーナーが経営するプロデュース店に継続的に購入してもらうビジネスモデルを展開しております。

店舗プロデュースの内容は、店舗立上時のプロデュース(原則無償)と、店舗立上後一定期間経過後のプロデュース(原則有償)に分かれます。

店舗立上時のプロデュースは、当社グループが有するラーメン店の店舗運営ノウハウ(店舗設計、店舗内サービス、メニュー、仕入ルート他)をプロデュース店立上げ支援のために無償提供するものです。

店舗立上後一定期間経過後のプロデュースは、プロデュース店オーナーからの各種要請に基づき、店舗運営ノウハウに基づくコンサルティングサービスを提供するものです。

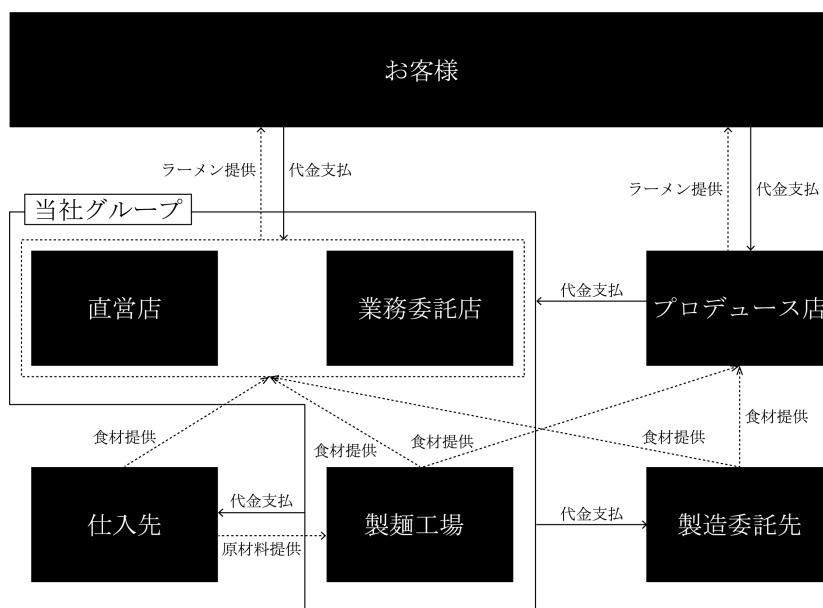
店舗数の推移

(単位：店舗)

地域	直営店			業務委託店			プロデュース店			合計		
	平成 28年 10月末	平成 29年 10月末	平成 30年 7月末	平成 28年 10月末	平成 29年 10月末	平成 30年 7月末	平成 28年 10月末	平成 29年 10月末	平成 30年 7月末	平成 28年 10月末	平成 29年 10月末	平成 30年 7月末
国内												
東日本												
関東												
東京都	21	21	21	3	3	1	126	124	118	150	148	140
神奈川県	8	10	12	2	2	3	55	58	56	65	70	71
千葉県	—	—	—	—	—	—	34	38	46	34	38	46
埼玉県	1	1	3	—	—	—	28	28	32	29	29	35
茨城県	—	—	—	—	—	—	10	15	18	10	15	18
群馬県	—	1	—	—	—	1	10	7	9	10	8	10
栃木県	—	—	—	—	—	—	6	4	2	6	4	2
関東小計	30	33	36	5	5	5	269	274	281	304	312	322
北海道	—	—	—	—	—	—	2	3	2	2	3	2
宮城県	—	—	2	—	—	—	1	—	—	1	—	2
福島県	—	—	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4
富山県	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	1	1
石川県	—	—	—	—	—	—	4	4	3	4	4	3
福井県	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
山梨県	—	—	—	—	—	—	3	4	4	3	4	4
長野県	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1
岐阜県	—	—	—	—	—	—	1	3	4	1	3	4
静岡県	—	—	1	—	—	—	5	9	10	5	9	11
愛知県	—	1	1	—	—	—	6	10	12	6	11	13
東日本小計	30	34	40	5	5	5	296	313	323	331	352	368

地域	直営店			業務委託店			プロデュース店			合計		
	平成 28年 10月末	平成 29年 10月末	平成 30年 7月末	平成 28年 10月末	平成 29年 10月末	平成 30年 7月末	平成 28年 10月末	平成 29年 10月末	平成 30年 7月末	平成 28年 10月末	平成 29年 10月末	平成 30年 7月末
西日本												
三重県	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
滋賀県	—	—	—	—	—	—	1	1	2	1	1	2
京都府	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
大阪府	4	6	7	—	1	1	5	9	10	9	16	18
兵庫県	2	1	3	—	—	—	2	3	2	4	4	5
和歌山県	—	—	—	—	—	—	2	1	2	2	1	2
愛媛県	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
福岡県	—	—	—	—	—	—	1	2	—	1	2	—
沖縄県	—	—	—	—	—	—	2	2	1	2	2	1
西日本小計	6	7	12	—	1	1	13	18	19	19	26	32
国内合計	36	41	52	5	6	6	309	331	342	350	378	400
海外												
海外	1	3	2	—	—	—	4	6	6	5	9	8
海外合計	1	3	2	—	—	—	4	6	6	5	9	8
総合計	37	44	54	5	6	6	313	337	348	355	387	408

(2) 事業系統図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) GIFT (SINGAPORE) PTE. LTD. (注) 2、3、7	シンガポール (シンガポール市)	375千 シンガポールドル	アジア展開の マーケティング	100.0	役員の兼任1名 資金の借入 債務保証
GIFT USA INC. (注) 2	アメリカ (デラウェア州)	1,000千ドル	GIFT LOS ANGELES LLCとGIFT NEW YORK LLC の持株会社	100.0	役員の兼任1名 資金の借入
GIFT LOS ANGELES LLC (注) 4	アメリカ (カリフォルニア州)	10千ドル	ラーメン販売	100.0 [100.0]	役員の兼任1名
GIFT NEW YORK LLC (注) 5	アメリカ (ニューヨーク州)	10千ドル	ラーメン販売	100.0 [100.0]	役員の兼任1名

- (注) 1. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の〔内書〕は間接所有割合であります。
2. 特定子会社であります。
3. GIFT (SINGAPORE) PTE. LTD. は債務超過会社であり、債務超過の額は平成29年10月末時点で59,434千円となっておりますが、当債務超過は本書提出日現在までに解消しております。
4. GIFT LOS ANGELES LLC は債務超過会社であり、債務超過の額は平成29年10月末時点で102,750千円となっておりますが、当債務超過は本書提出日現在までに解消しております。
5. GIFT NEW YORK LLC は債務超過会社であり、債務超過の額は平成29年10月末時点で73,901千円となっておりますが、当債務超過は本書提出日現在までに解消しております。
6. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
7. 連結子会社のGIFT (SINGAPORE) PTE. LTD. は平成30年7月17日開催の当社取締役会において、解散を決議し、清算手続き中であります。
8. 当社は、平成30年2月にGIFT NEW YORK NO. 2, LLCをアメリカに設立し、完全子会社としております。
9. 当社は、平成30年5月にGIFT DENVER LLCをアメリカに設立し、完全子会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年7月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
直営店事業部門	162 (289)
プロデュース事業部門	8 (1)
全社(共通)	46 (13)
合計	216 (303)

- (注) 1. 当社グループは、飲食事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
2. 最近日までの1年間において従業員数のうち、社員が43名、臨時従業員が106名増加しております。主な理由は、業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
3. 従業員数は、就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。なお、臨時従業員には、パートタイマー、アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣社員を含んでおります。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理・間接部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
215 (282)	35.0	3.6	5,040

事業部門の名称	従業員数(名)
直営店事業部門	161 (268)
プロデュース事業部門	8 (1)
全社(共通)	46 (13)
合計	215 (282)

- (注) 1. 当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
2. 最近日までの1年間において従業員数のうち、社員が54名、臨時従業員が141名増加しております。主な理由は、業容拡大に伴い期中採用が増加したこと及び平成29年8月1日付で株式会社四天王を吸収合併したことによるものであります。
3. 従業員数は、就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。なお、臨時従業員には、パートタイマー、アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣社員を含んでおります。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理・間接部門に所属しているものであります。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第8期連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、地政学リスクのくすぶる状況においても極めて緩和的な金融環境と政府の大型経済対策を背景に緩やかに拡大してまいりました。国内需要面では、設備投資が企業収益や業況感の拡がりを伴いつつ改善する中で緩やかな増加基調にあり、個人消費は雇用、所得環境の着実な改善を背景に底堅さを増しております。特に労働需給は着実に引き締まり、有効求人倍率等においてバブル期並みの高水準に至る状況となってまいりました。

外食産業におきましては、労働需給の逼迫から雇用環境の中で正社員を始めパート、アルバイトの臨時社員についても適正数の確保が難しい状況にあります。前年比で増収傾向を維持していくためには競争力の維持、拡大の源泉となる社員の適正数確保が大前提となることから、まさに採用力が問われる経営環境に至っております。

このような環境の中で当社は、平成29年5月1日にプロデュース事業部門を展開する株式会社ファイナル・スリー・フィートを吸収合併し、自社製麺を直営店ならびにプロデュース店へ効率的に供給する体制を確立いたしました。また、平成29年8月1日には関西地区で直営店事業部門を展開する株式会社四天王を吸収合併し、直営店事業部門の統合により事業の合理化を進めました。これにより、これまで以上に直営店事業部門とプロデュース事業部門の部門間連携を機動的且つ的確に進め、事業拡大と採算性改善を一層進めてまいります。

事業部門別には、直営店事業部門において、国内はロードサイドを中心に引き続き積極的な出店を進め、提供商品の品質改善とメニューの充実を図るとともにサービスレベルの向上に努めてまいりました。特に商品開発力の底上げを図り、新メニュー開発、新業態開発に精力的に取り組み、既存業態の競争力強化と新規業態開発に繋げることができました。また、国道1号線の競争激戦区の「町田商店戸塚原宿店」、高級住宅街に位置する「町田商店仲町台店」といった当社グループがこれまで出店を行っていなかった地域において想定以上のお客様にご来店いただけました。一方、海外においては、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨークと3店舗を構える体制となり、国内より当社グループ直営店事業部門の強みを発揮できる人材を送り込むとともに、事業を軌道に乗せるための販売促進施策も積極的に実施し、売上拡大、採算性の改善に努めてまいりました。

プロデュース事業部門においては、国内のプロデュース事業部門のテコ入れのため、営業体制の再構築を図り、海外プロデュース案件としてタイ、フィリピンといったアジア展開を進め、事業拡大を図ってまいりました。

以上の結果、売上高は5,612,325千円（前年同期比23.7%増）、営業利益は627,109千円（同37.4%増）、経常利益は637,749千円（同47.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は218,947千円（同109.2%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況については、当社グループの事業が単一セグメントであることから、事業の概況については以下のとおり事業部門別に示します。

① 直営店事業部門

国内の既存の都市型店舗（駅近店）では、看板商品である横浜家系ラーメンの絶え間ない味のブラッシュアップを図ってまいりました。また、国内の郊外型店舗（ロードサイド店）では、強化した商品開発力を背景として、横浜家系ラーメン中心の商品ラインナップを見直し、季節限定ラーメンの投入、サイドメニューの充実とメニュー改善を進め、来客単価の増加等、一定の成果をあげてまいりました。

シンガポールにおいては、平成28年7月、ジャパンフードタウン（ショッピング施設）内に来店いたしました。また、アメリカにおいては、平成28年12月、ロサンゼルス郊外にE. A. K. RAMENという屋号で初出店を果たし、平成29年5月、ニューヨークにE. A. K. RAMEN第2号店を出店いたしました。

出店につきましては、当連結会計年度中に直営店13店舗の新規出店による増加及び業務委託店1店舗の増加（新規2店舗、売却1店舗）があったものの、直営店6店舗の減少（閉店2店舗、売却2店舗、業務委託店化2店舗）がありました。

この結果、当連結会計年度末の店舗数は、直営店44店舗、業務委託店6店舗、合計50店舗となりました。また、直営店事業部門の売上高は3,841,730千円（前年同期比28.4%増）となりました。

② プロデュース事業部門

プロデュース事業部門においては、プロデュース事業テコ入れのための営業体制の再構築を図り、営業活動を展開してまいりました。また、海外では、イタリア、タイ、フィリピンと事業拡大を図ってまいりました。しかしながら、会社としての出店戦略が直営店に力点を置いてきたことから、プロデュース店舗数は、当連結会計年度中に国内22店舗、海外2店舗の純増に留まり、国内331店舗、海外6店舗、合計337店舗となりました。この結果、プロデュース事業部門の売上は1,770,595千円（前年同期比14.6%増）となりました。

第9期第3四半期連結累計期間（自平成29年11月1日 至平成30年7月31日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、25年ぶりの低水準にある失業率を背景に賃金上昇の期待が芽生え、企業から家計への所得移転が進み始める機運もあり、所得から支出への前向きな循環メカニズムも働き始めていることから、総じて緩やかな拡大基調にて推移してまいりました。国内では、企業収益や業況感が改善する中で民間設備投資が緩やかな増加トレンドを維持しており、個人消費は雇用、所得環境の着実な改善を背景に底堅さを見せており、公共投資も高めの水準を維持しております。一方、海外では、米国トランプ大統領の中国、EU等との関税を巡っての外交折衝が保護主義的貿易政策の色彩を強め、貿易戦争懸念を引き起こしつつあるもののグローバル経済自体は、着実な成長が続いております。

当社グループの属する外食産業におきましては、有効求人倍率が1.5倍を超える40数年ぶりの水準にて推移する等、労働需給が引き締まる雇用環境の中で社員の確保が厳しく、正社員はもとよりアルバイト、パートといった臨時社員についても適正数を維持することが難しい状況にあります。前年比で増収傾向を維持していくためには社員の適正数確保が絶対条件となることから、正社員の採用コスト、臨時社員の時給等、雇用関係コストが高止まりする状況に至っております。また、当第3四半期連結会計期間においては、日本各地の記録的猛暑、大阪府北部地震、西日本豪雨と業績に多大な影響を与える自然環境問題、自然災害が発生いたしました。

このような環境の中で当社グループは、前連結会計年度においてグループ内組織再編を進め、プロデュース事業を展開していた子会社の株式会社ファイナル・スリー・フィート、関西地区で直営店事業を展開していた子会社の株式会社四天王を吸収合併し、直営店事業部門とプロデュース事業部門の事業連携が機動的且つ的確に進められる体制を構築いたしました。当第3四半期連結会計期間においては、第2四半期連結累計期間に続き、国内直営店事業の新規出店を加速させるとともに、プロデュース店の確実な店舗数の増加により売上拡大を図ってまいりました。また、採算面では製麺工場も含めた会社トータルでのコスト削減活動等、当社グループの経営課題に前向きに取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高は5,080,032千円、営業利益は612,979千円、経常利益は618,600千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は466,644千円となりました。

当第3四半期連結累計期間におけるセグメント別の概況については、当社グループの事業が単一セグメントであることから、事業の概況については以下のとおり事業部門別に示します。

① 直営店事業部門

国内直営店事業部門においては、当第3四半期連結累計期間を通じて積極的な出店を続け、当第3四半期連結会計期間末時点で13店舗の新規出店を図りました。新規出店は、新業態店1店舗を除くとその殆どがロードサイド店であり、関東4店舗、関東以外の東日本3店舗、西日本5店舗とバランス良く出店を進めてまいりました。東北地方では、初出店となった「町田商店多賀城店」に続き「町田商店泉パイパス店」をオープンさせ、静岡県では「町田商店清水インター店」を初出店させる等、宮城県内、静岡県内のお客様から一定の評価をいただくことができました。また、関西地区では大阪府、兵庫県に続き、新たに京都府にも「町田商店長岡京店」を出店させる等、新規出店を加速させてまいりました。同時に各新規店舗のオープン直後の業績はどれも順調であることから、こうした出店活動を通じて横浜家系ラーメンの国内出店余地の可能性の高さを改めて認識することができました。

加えて、前連結会計年度より注力しております商品開発力の底上げにつきましても引き続き精力的に進めており、新メニュー、新業態のための競争力の高い商品を開発することができ、既存業態の競争力強化と新規業態開発につなげてまいりました。特に新規業態店として豚骨ベースの醤油スープに、にんにく、野菜、背脂などをお好みで調整し、チャーシューをダイナミックに載せる、がっつり系のラーメン店「豚山」を立ち上げ、一定の評価を得ております。

また、社員、臨時従業員の適正数確保が重要経営課題となる中、社員紹介制度の構築、アルバイト社員のスキルに応じた時給アップを図り、厳しい労働需給の中でも事業拡大を妨げない採用状況を維持することができました。

海外直営店事業部門においては、アメリカにて、前連結会計年度においてE. A. K. RAMENという屋号でロサンゼルス、ニューヨークに店舗展開しており、ロス排除、食材見直し等、徹底した原価改善、シフトコントロールによる人件費削減等を進めるとともに、SNSへの情報発信も積極的に行なう等、ロコミでの拡散を促し、売上拡大も図ってまいりました。この結果、ロサンゼルス店及びニューヨーク店では、月次決算ベースで本社費用配分前営業利益の黒字化が目指せる状況になってまいりました。なお、GIFT USA INC.として法人全体で黒字化するにはなお業績改善が必要な状況にあります。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末の店舗数は、直営店54店舗（国内52店舗、海外2店舗）、業務委託店6店舗、合計60店舗となりました。また、直営店事業の売上高は、3,703,323千円となりました。

② プロデュース事業部門

プロデュース事業部門においては、前連結会計年度においてプロデュース事業部門テコ入れのための営業体制の再構築を図り、当第3四半期連結累計期間においては当該体制にて積極的な営業活動を展開してまいりました。また、海外では、イタリア、タイ、フィリピンと事業拡大を図ってまいりました。以上の結果、プロデュース店舗数は、当第3四半期連結累計期間に11店舗の純増となり、結果、国内342店舗、海外6店舗、合計348店舗となりました。また、プロデュース事業部門の売上は1,376,709千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第8期連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、804,898千円となり、前連結会計年度末に比べ65,280千円の減少となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動の結果、得られた資金は575,123千円（前年同期比30.1%増）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益431,488千円を計上し、減価償却費108,603千円、減損損失203,989千円等の非資金的費用があった一方、法人税等の支払額205,265千円があったこと等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における投資活動の結果、使用した資金は476,867千円（前年同期比22.2%増）となりました。これは主に、新規出店に伴う有形固定資産の取得による支出383,514千円、敷金及び保証金の差入による支出56,542千円、貸付による支出78,424千円等があった一方、敷金及び保証金を44,600千円回収したこと等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における財務活動の結果、使用した資金は173,588千円（前年同期比22.6%減）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が1,180,363千円ありましたが、一方で長期借入金の借入による収入が1,025,000千円あったこと等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第8期連結会計年度及び第9期第3四半期連結累計期間における生産実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第8期連結会計年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)		第9期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年7月31日)
	生産高 (千円)	前年同期比 (%)	生産高 (千円)
飲食事業	370,346	+2.5	315,386
合計	370,346	+2.5	315,386

- (注) 1. 当社グループの事業区分は、「飲食事業」の単一セグメントであります。
2. 金額は、製造原価によっております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

第8期連結会計年度及び第9期第3四半期連結累計期間における仕入実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第8期連結会計年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)		第9期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年7月31日)
	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)	仕入高 (千円)
飲食事業	1,427,318	+23.0	1,283,331
合計	1,427,318	+23.0	1,283,331

- (注) 1. 当社グループの事業区分は、「飲食事業」の単一セグメントであります。
2. 金額は、仕入価格によっております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(4) 販売実績

第8期連結会計年度及び第9期第3四半期連結累計期間における販売実績は次のとおりであります。

事業部門の名称	第8期連結会計年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)		第9期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年7月31日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
直営店事業部門	3,841,730	+28.4	3,703,323
プロデュース事業部門	1,770,595	+14.6	1,376,709
合計	5,612,325	+23.7	5,080,032

- (注) 1. 当社グループは飲食事業の単一セグメントであるため事業部門別の販売実績を記載しております。
2. 金額は、販売価格によっております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. 直営店事業部門における第8期連結会計年度及び第9期第3四半期連結累計期間の地域別販売実績は、次のとおりであります。

地域別売上高

地域	都道府県	第8期連結会計年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	第9期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年7月31日)
		販売高 (千円)	販売高 (千円)
東日本	東京都	1,693,165	1,322,630
	神奈川県	1,106,987	987,209
	上記以外	210,595	414,362
	東日本小計	3,010,748	2,724,203
西日本	西日本小計	651,941	708,893
国内	国内小計	3,662,690	3,433,096
海外	海外小計	179,039	270,226
合計		3,841,730	3,703,323

5. 主要な販売先については、総販売実績に対する割合が100分の10以上に該当する相手がないため、記載を省略しております。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、国内外の経済情勢等により影響を受ける可能性があり、その達成を保証するものではありません。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「シアワセを、自分から。」という企業理念の下、当社グループの直営店事業部門、プロデュース事業部門のお客様はもとより、当社グループの従業員、株主、債権者、仕入先、得意先、地域社会、行政機関等、ステークホルダーの皆様にはシアワセを届けてまいります。当社グループでは、「元氣と笑顔と〇〇で、シアワセを届ける。」というミッションを従業員に与え、それぞれの立場、役割に応じて「〇〇で」の部分自ら考え、シアワセを届ける行動を促しております。

当社グループでは、直営店事業部門において、いつも美味しいと言ってもらえる味の追求は勿論のこと、ご来店いただいたお客様に対して、エンターテインメント性や笑顔が溢れる店舗空間において、きめ細やかな気遣いを感じていただけるサービスを提供しております。また、プロデュース事業部門においては、当社グループに蓄積された繁盛店ノウハウをプロデュース店に惜しみなく注ぎ、常に美味しいラーメンが提供される地域で愛される店舗づくりに貢献しております。

当社グループにおける、このような取り組みを通して一人でも多くのお客様に数多く足を運んでいただき、お客様に満足していただくことで、当社グループとしての事業の拡大を図り、企業価値の向上につなげてまいりたいと考えております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、事業拡大、企業価値向上を目指し、売上高成長率、売上高経常利益率等を重要な経営指標と位置づけております。

- ・売上高成長率（対前期売上高） 平成29年10月期：123.7%
- ・売上高経常利益率 平成29年10月期：11.4%

当社グループでは、これまでの成長性、収益性の高いビジネスモデルが継続できるよう注力してまいります。

(3) 経営環境

外食産業の市場規模は、高度経済成長期やバブル景気等により拡大を続け、平成9年は30兆円に迫りました（公益財団法人食の安全・安心財団「外食産業市場規模推移」による）。しかしながら昨今では、その後のバブル崩壊による不況の長期化、少子高齢化などの影響により減少傾向にあり、外食産業は厳しい経営環境に置かれるようになってまいりました。

外食産業の平成29年における市場規模は25兆6,561億円と推計され、前年に比べ0.8%増加しました（一般社団法人日本フードサービス協会「平成29年外食産業市場規模推計について」（平成30年7月）による）。増加要因としては、1人当たり外食支出額の増加、訪日外国人の増加、法人交際費の増加などが挙げられます。

当社グループが属するラーメン業界においては、平成12年頃に起きたご当地ラーメンブームによって、縮小していた市場が再び回復することとなり、大手チェーン店が出店数を拡大させました。平成19年に4,010億円だった市場規模は、平成23年の東日本大震災時の需要冷え込みからいったん市場規模を縮小させたものの、その後市場拡大に転じ、平成33年には市場規模は4,497億円と予測されています（富士経済「2017外食産業マーケティング便覧」による）。

このような経営環境において経営を安定させるためには、嗜好性の高いラーメンを提供し、競合他社との明確な差別化を図り、独自性を確立した店舗やメニューの開発が必要であると考えております。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループでは、中長期的な出店戦略として国内直営店100店舗、国内プロデュース店400店舗、国内店舗合計500店舗を達成することを目指しております。また、海外においてもアメリカを中心として事業拡大を図り、海外直営店、海外プロデュース店の店舗合計で15店舗を目指してまいります。

① 直営店事業部門

直営店事業部門においては、ラーメンの嗜好性の多様化に対応すべく横浜家系ラーメン業態、九州釜焚きとんこつラーメン業態に加え、積極的に新業態を開発してまいります。一方で既存業態、とりわけ横浜家系ラーメン業態の進化を図るべく、美味しい味の追求（麺、タレ、スープの絶え間ない開発）を進めてまいります。

国内の店舗展開においては、駅近店ではラーメンファンにご満足いただけるよう、ラーメンの極上品質と店舗空間でのエンターテインメント性をご提供してまいります。ロードサイド店においては、お子様も含めたファミリーニーズを充足する豊富なメニュー数と老若男女が楽しめる店舗づくりを心掛けてまいります。ロードサ

イド店の展開においても当社グループの商品開発力が今後のポイントと認識し、商品開発部門の体制強化を図ります。

国内の麺製造においては、平成28年12月より月間150万玉以上を作り続けてきた自社製麺工場（四之宮商店）に蓄積した麺づくりのノウハウを生かし、横浜家系ラーメンの中太麺は勿論、九州釜焚きとんこつラーメンの極細麺、新業態ラーメン店に提供する新タイプの麺（玉子麺、太麺、極太麺）と次々と製麺ラインナップを拡張するとともに、直営店を中心としたフィードバック情報を生かして味の進化を図っております。また、タレ、スープに関しては、月2回程度実施している試食会を通じて、常に改良したスープを試飲するなど、絶え間ない味の見直しを図っております。

また、商品開発については、ロードサイド店に投入する季節限定のラーメンメニュー、唐揚げ、餃子他のサイドメニューの開発も試食会を通じて開発を進めており、多様化する食のニーズへの対応を図ることができる仕組みが整いつつあります。

一方、海外では、アメリカを中心とした事業拡大を図りつつ、展開するE. A. K. RAMENの認知度を高め、採算性の早期改善を図ります。具体的には、損益分岐点売上への確保に向け積極的なプロモーション活動を展開するとともに、出店地域のお客様の嗜好に即した美味しいラーメンのご提供が図れるよう、味の見直し、開発を進めてまいります。プロモーション活動においては、SNS上で他の消費者に影響力のあるインフルエンサーと呼ばれる方々を中心とした各種マーケティング活動を積極的に実施し、高評価いただけるような機会を創出してまいります。

② プロデュース事業部門

プロデュース事業部門においては、直営店事業部門で培ったノウハウを生かし、プロデュース店の店舗開発（出店地開発）支援、店舗設計支援、メニュー開発支援、店舗オペレーション支援、スタッフ教育支援等、各種サービスを提供し、オーナー様の繁盛店作りをお手伝いし、結果、当社グループの提供する麺、タレ、スープ、食材などの継続的取引を進めてまいります。

プロデュース事業部門は、国内のみならず海外での展開についてもオーナー様のニーズに合わせて対応してまいります。特に当社グループ直営店事業部門が当面、軸足を置く北米以外のヨーロッパ地区、アジア地区においては積極的に出店支援をしてまいります。

(5) 会社の事業上及び財務上対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、人口減少社会と言われるわが国において、生活費節約意識の高まりによる外食機会の減少、食の安全性に対する消費者意識の高まり、低価格競争の激化等により、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。こうした状況を踏まえて当社グループでは、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

① 既存店売上の維持向上

外食産業は、個人消費の動向に影響を受けやすく、また参入が比較的容易であることから、企業間競争は激化する傾向にあります。その中で当社グループは、地域密着型の展開を進め、地元のお客様に長く愛され、記憶に残る商品を提供し続けていくことが繁盛店維持の鍵であると考えております。横浜家系ラーメンは、主力とした自家製麺のラーメン店の展開、絶え間ないタレ、スープの味の見直しを徹底することにより、他社と差別化することで収益を確保してまいります。今後も味は勿論のこと、エンターテインメント性に富んだ空間をお客様に提供できるよう社員教育を徹底し、お客様満足度を高めていくことにより、既存店昨年対比売上高の維持向上を行えるようにマネジメントしてまいります。

② 新規出店の継続、出店エリアの拡大

当社グループは、主として横浜家系ラーメン業態にて日本各地に出店を続けてまいりました。今後も引き続き、新たな収益機会獲得を一層進めるべく、関東ではロードサイドを中心に「町田商店」での新規出店を図り、関東を除く東日本、西日本では駅近エリア、ロードサイドに新たな出店エリアを求めてまいります。

また、国内のラーメン市場がここ数年微増にとどまっていることから、事業拡大には海外進出は不可欠と考えております。新たな収益機会の獲得及びラーメン文化の海外への展開のため、事業パートナーの模索及び既設のロサンゼルス店、ニューヨーク店に続き、アメリカでの直営店の新規出店展開を図ってまいります。

③ プロデュース店の維持及び拡大

当社グループは、当社グループ直営店と同様の味、サービスをお客様に提供できるビジネスモデルとしてプロデュース事業部門を展開しております。当社グループの直営店事業部門にて展開する横浜家系ラーメン業態をプロデュースして欲しいというオーナー様のニーズを受け、今後も積極的に横浜家系ラーメン業態をプロデュースするとともに、それ以外のラーメン業態のプロデュースニーズにも対応してまいります。プロデュースされた店舗は当社グループから麺、タレ、スープ、食材などの安定供給を受け、店舗展開を図っております。当社グループは、全国に多くの出店余地を残す横浜家系ラーメンを中心に今後も積極的にプロデュース事業部門を拡大してまいります。

④ 内製化比率改善による採算性改善とBCP対応

当社グループのPB商品は、タレ、スープに関しては大手食品メーカーに生産委託するものの、麺については自社製麺工場（四之宮商店）にて大半を供給できる体制を有しております。麺の生産については、一部、外部委託しておりますが、さらなる内製化を図ることにより、一層のコストダウン（採算性改善）を実現できると考えております。しかしながら、麺の生産拠点を一極集中することは、BCP（事業継続計画）（※）の観点から見るとリスクが高いことから、中期的には災害リスク等を念頭に置き、多角的見地から生産体制を検討してまいりたいと考えております。

※ BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

⑤ 衛生・品質管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故や異物混入事故の発生、偽装表示の問題等により、食品の安全性担保に対する社会的な要請が強くなっております。当社グループの直営店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に商品開発部門、内部監査部門による店舗及び工場に対するチェックを実施しております。加えて、外部機関による店舗調査、衛生検査等を行っており、今後も法令改正等に対応しながら衛生・品質管理体制のさらなる強化を図ってまいります。

⑥ 人材の確保、社員教育の徹底

直近の人材採用環境は、バブル期並み水準まで有効求人倍率が好転する等、求職者側に有利な状況にあり、求人側の企業は、適正人員確保に苦戦を強いられております。とりわけ、外食産業においては人材確保に窮しており、当社グループでは事業拡大とともに人員不足が顕著になっております。こうした状況下、当社グループでは、当社ビジネスモデルの優位性、事業成長性、海外展開等のアピールポイントをしっかりと訴求して正社員の適正数確保を図るとともに、パート・アルバイトの戦力化を図るべく経営理念の共有、OJT教育を徹底的に実施し、人材の戦力化と離職率ダウンを図ることで事業拡大の体制を維持してまいります。

⑦ 新業態店の開発、立上げ

当社グループは、横浜家系ラーメンを関東、関東を除く東日本、西日本と広範に出店する一方、当該業態に次ぐ強力な新業態の開発を精力的に進めてきております。新業態の開発は、新商品開発同様に商品開発部門が主管し、消費者の反応を探るアンテナショップのような役割を果たす店舗を複数用意し、お客様の生の声、評判をしっかりと見極める等、濃密なマーケティング活動を展開しております。そうした中、豚骨ベースの醤油スープに、にんにく、野菜、背脂などをお好みで調整し、チャーシューをダイナミックに載せることができるがつつり系のラーメン店「豚山」の開発に至り、第1号店をオープンいたしました。今後、当該業態による駅近エリアへの出店も視野に入れ、業態としての立上げを図ってまいります。また、絶え間ない商品開発、新業態開発活動を通じ横浜家系ラーメンとバッティングしないブランドによる事業展開を創出してまいります。

4 【事業等のリスク】

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、次のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境について

① 市場環境及び競合について

外食産業を取り巻く環境は、人口減少社会と言われるわが国において、生活費節約意識の高まりによる外食機会の減少、食の安全性に対する消費者意識の高まり、低価格競争の激化等により、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。加えて当社グループの提供するようなラーメンがダイエット、健康とは対極をなすような報道等も一部に見受けられることから、弁当・惣菜等の中食市場の成長、価格競争の激化等も手伝い、厳しい市場環境となっております。外食業界は、他業界と比較すると参入障壁が低いため新規参入が多く、個人消費の低迷の中、価格競争などにより、今後も競争環境は続いていくものと考えます。

このような状況の下で、当社グループは店舗のコンセプトを明確にし、競合他社との差別化を図っておりますが、今後、競合状態がさらに激化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

② 原材料の価格変動等によるリスクについて

当社グループが提供する製品の原材料である小麦粉は厳選された海外産を国内輸入業者の十分な品質検査を経て仕入れておりますが、その価格は商品相場、気候、生産地域の異常気象による収穫量の減少、消費量の急激な増加による需要の拡大等に加え、為替相場の影響を受けて変動します。

これらの原材料の価格高騰が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業展開及び提供サービスに関するリスクについて

① 人材採用・人材育成について

当社グループが直営店舗による店舗展開を続けていくためには、必要な人材の確保及び十分な育成が不可欠であります。人材採用に当たっては、知名度の向上や採用手法の多様化に取り組むことで、新卒社員、中途社員の確保に努めております。人材育成については採用後一定期間の教育及び実習などを含め、店舗運営に必要な知識・技能が身につけられるようカリキュラムを組んでおります。さらに、店舗管理者の育成も重要であり、店舗内におけるOJTを通じて店長候補者を育成し、店長試験を経て各店舗に店長を配置しております。

しかし、人材採用環境の変化等により必要な人材が確保できない場合や、採用した人材の教育が店舗運営に必要なレベルに到達せず、店長候補者が育成できない場合は、直営店の出店が計画どおりにできないこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

② 商標の模倣について

当社グループは、展開するビジネスモデルの収益性、リスク、コスト等を総合勘案し、商標登録の効果測定を適宜実施した上で必要に応じて商標登録、維持管理することで当社グループのブランド価値を担保しております。当社グループは、法律家、専門家の意見を十分に聞きながら当該戦略を展開しておりますが、仮に第三者が類似した商標等を使用する等、当社グループのブランドの価値が毀損される事態に至った場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

③ 直営店の多店舗展開（新規出店）を事業拡大の前提としていることについて

当社グループは、国内及び海外における直営店舗の事業拡大を、売上及び利益の増加の前提として置いております。直営店においては、ご来店いただいた客数と客単価の乗数によって店舗売上高が決まる事業構造であることから、事業を拡大していくには来店客数を増やす必要があり、その最も有効な手段が新規店舗の出店であり、当社の事業成長の前提であると認識しております。当社グループは、新規出店地域の探索にあたり、立地特性にかかる各種マーケティングデータを総合勘案して決定していることから、新規出店の業績寄与を一定の精度にて見込むことができっております。しかしながら、新規出店店舗の探索に想定外の時間を要するような事態に陥った場合、出店希望物件に対する契約成約率が想定以上に下回った場合、出店後計画通りの収益が確保できない状況が生じた場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ プロデュース店の店舗展開について

当社グループは直営店の店舗展開のほか、プロデュース店の店舗展開の拡大を推進しております。当社グループはプロデュース店が麺、タレ、スープ、食材などを当社グループより継続購入することを条件に、プロデュース店に無償または有償にて店舗運営ノウハウを提供します。

外食産業全般の市場縮小やプロデュース店運営企業の業績悪化により、プロデュース店の店舗数が減少した場合には、売上高が減少し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑤ 海外展開について

当社グループの事業はこれまで国内を中心に展開してまいりましたが、平成27年にシンガポール、平成28年に米国にそれぞれ法人を設立し、平成28年7月にシンガポール店、平成28年12月にロサンゼルス店、平成29年5月にニューヨーク店をオープンいたしました。

当社グループでは、今後も国内市場とのバランスを見ながら、慎重に海外展開を行っていく予定ですが、それぞれの国や地域における政治・経済情勢等の影響により、店舗の営業が継続困難となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 短時間労働者に対する社会保険コストの拡大について

当社グループは、逼迫した雇用環境の下、適正人員を確保しながら事業拡大（出店増）を図っております。直営店の各店舗では、店舗規模、配属人員のスキルに応じた適正人員数を割り出し、適正人員配置を行っておりますが、短時間労働者（アルバイト、パート労働者等）をいかに効率よく、且つお客様満足度を損なわない形で配置するかが今後も労務管理上の重要課題と認識しております。

また、中長期的には事業の拡大に伴い、従業員の増加は不可避であることから特定適用事業所（※）に該当することが想定され、その場合、それまで社会保険の加入要件に当てはまらなかった短時間労働者が社会保険加入対象者となることから、社会保険コストが増加することとなります。今後、社会保険加入要件の更なる拡大や加入要件を満たす短時間労働者の想定以上の増加が見られた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

※ 特定適用事業所とは、厚生年金保険の被保険者数501人以上の企業に属する事業所のことを指します。

(3) 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

① 食品の安全管理について

当社グループは、「食品衛生法」に基づき、所管保健所から飲食店営業許可を取得し、すべての店舗に食品衛生管理者を配置しております。また、各店舗では、店舗運営マニュアルに基づき衛生や品質に対する管理を徹底するとともに、外部機関による衛生検査等を実施しております。しかしながら、万が一、食中毒などの事故が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの直営店は、「食品衛生法」の規定に基づき、監督官庁からの飲食店営業許可が必要であるのに加え、環境保護に関して、「食品リサイクル法」等、各種環境保全に関する法令の制限を受けております。これらの法的規制が強化された場合には、設備投資等の新たな費用が発生・増加すること等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 他社類似商号との誤認について

当社グループは、「横浜家系ラーメン町田商店」を商標登録しておりますが、「横浜家系ラーメン」という名称は、一般用語であり、当該文字自体を商標として登録することはできません。こうした中、当社グループと資本関係、取引関係のいずれも有さない他社が「横浜家系ラーメン」の店舗を運営しているケースは多々あり、その店舗が当社グループの店舗と誤認するような類似商号を付して展開しているケースも数多く散見されることから、当社グループ店舗と誤認される虞もあります。当社グループでは、自社店舗での営業について責任をもって行っておりますが、類似商号を付す他社店舗で食中毒、異物混入といった重大事故が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 店舗における酒類提供について

当社グループの店舗は、「未成年者飲酒禁止法」「道路交通法」等による規制を受けております。当社グループではアルコールの注文をされたお客様に、自動車等の運転がないか、また、未成年の可能性のある場合には未成年でないか確認を行うことにより、十分に注意喚起を行っております。

しかしながら、未成年者の飲酒及びお客様の飲酒運転に伴う交通事故等により、当社グループ及び従業員が法令違反等による罪に問われ、あるいは店舗の営業が制限された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

④ 労務関連について

当社グループでは店舗・工場で多くのパート・アルバイト等、多くの有期契約社員が業務に従事しております。平成25年「労働契約法」の改正により、一定の有期契約社員に無期雇用社員への変更を請求できる権利が付与され、有期契約社員と無期契約社員の労働条件の不合理差別的取扱いが禁止されたほか、平成28年10月からは短時間労働者に対する厚生年金及び健康保険の適用が拡大されるなど、有期契約社員を取り巻く法規制や労働環境には重大な変化が起こりつつあります。

こうした労働関連法規制への対応や労働環境の変化により、優秀な人材を雇用できなくなる可能性や店舗での人件費が上昇する可能性があります。また、労働関連法規制の違反が発生した場合は、規制当局から業務改善命令が命じられること又は従業員からの請求を受けること等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑤ 個人情報の管理について

当社グループは、「個人情報の保護に関する法律」に基づく個人情報取扱事業者として従業員及びお客様の個人情報を保有しております。社内では当該情報管理方法をより細かく記載した「個人情報管理規程」に則り管理の徹底を図っておりますが、万が一、個人情報の漏えいや不正使用等の事態が生じた場合には、社会的信用の失墜、損害賠償請求の提起等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 事業運営体制に関するリスクについて

① 生産・物流拠点の集中について

当社グループは、麺の生産拠点として神奈川県平塚市に製麺工場を設置しており、現在、麺の生産・物流機能が同工場に集中している状況にあります。当該工場からの麺の供給先は、当社グループ直営店及びプロデュース店の大半を占めており、製造委託をしている製麺メーカーも関東エリア、関西エリアにそれぞれ配置するものの、自然災害等の不可抗力及び工場内の事故等の発生により工場の生産・物流が停滞し、当社グループ直営店及びプロデュース店への食材の安定供給ができない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 直営店舗の賃借について

当社グループは、直営店舗の出店については賃借を前提としており、状況に応じて賃貸人に対し保証金等を差し入れております。新規出店に際しては、賃貸人の与信管理を徹底しておりますが、賃貸人の財政状態が悪化した場合、差入保証金等の一部又は全部が回収不能に陥ることや、賃借物件の継続的使用が困難となることも考えられます。その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

③ 普通建物賃貸借契約の店舗からの立退きについて

当社グループは、直営店舗の賃貸借にあたり普通建物賃貸借契約、定期建物賃貸借契約等を締結しております。定期建物賃貸借契約が予め定めた満了期限の到来とともに賃貸借契約が終了となるのに対して、普通建物賃貸借契約では正当な事由がない限り、貸主からの解約申入れや更新拒絶がなされないことが法令で定められております。しかしながら、賃借店舗のある地域が土地区画整理事業等の対象地域に指定された場合、建物自体が老朽化して建て直しが必要になった場合等においては、正当な事由と認定されることがあります。当社グループでは、普通建物賃貸借契約の締結にあたっては、こうした事情が発生しないかどうかをきめ細かく確認して契約を締結しておりますが、想定外の正当な事由により立退きを余儀なくされた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 特定の人物への依存について

当社グループの経営は、創業者であり、代表取締役社長である田川翔に依存する部分が相当程度存在しております。特に経営方針、経営戦略といった経営の根幹にかかる部分、当社グループの事業成長の前提となる商品や出店等の開発力にかかる部分について依存しております。当社グループでは、組織体制を整備し、同氏に依存しない体制を構築すべく、重要組織分掌の果たすことのできる人材を外部から招聘、内部での人材育成を積極的に進めることにより依存脱却を進めております。しかしながら、適正な人材の一定数確保がなされない場合、育成が遅れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 固定資産にかかる減損会計の適用について

当社グループは、キャッシュ・フローの認識を最小の組織単位である店舗毎に行っております。投資した固

定資産については、当該組織単位で生み出されるキャッシュ・フローで回収することとし、回収の可能性に疑義が生じた場合、減損損失を認識することとしております。当社グループは、出店にあたっては十分な検討を踏まえて店舗選定を行い、適正賃料にて店舗賃貸借契約を行い、全ての店舗においてキャッシュ・フローが適正に創出されることを前提としておりますが、想定どおりキャッシュ・フローが創出できない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスクについて

① IT（情報システム）への依存について

当社グループは、受発注業務、原材料仕入、店舗運営等を情報システムに依存しております。安定的なシステム運営を行うために、セキュリティ機能の強化、社内体制の整備等を行っておりますが、プログラムの不具合や不正アクセス等により大規模なシステム障害が発生した場合、店舗運営が滞ることや対応費用が発生すること等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

② インターネット等による風評被害について

ソーシャルネットワークが社会的な拡がりを見せる中、当社グループでは、インターネット上の当社グループに関する書き込みを広範にチェック、確認する体制を構築しており、当該書き込みが当社グループのレピュテーションリスクに繋がらないかどうかを常にモニタリングしております。しかし、当社グループの店舗に来店されたお客様、当社グループと取引関係にある企業の方々、または全くの第三者等がインターネット上に書き込んだ記事内容や、それを起因したマスコミ報道等により風評被害が発生、拡散した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者より一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。

当社グループの連結財務諸表を作成するにあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の概況

第8期連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

（資産）

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ164,466千円増加し2,389,874千円となりました。これは主に、国内外直営店の出店を行ったことなどにより建物及び構築物などの有形固定資産が84,277千円、建設協力金方式の賃貸借契約により長期貸付金が63,265千円増加した一方、現金及び預金が67,680千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ87,016千円減少し1,610,290千円となりました。これは主に、長期借入金の返済により173,345千円減少した一方で、その他の流動負債が64,112千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ251,483千円増加し779,583千円となり、自己資本比率は32.6%となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益218,947千円の計上により利益剰余金が増加したこと等によるものであります。

第9期第3四半期連結累計期間（自 平成29年11月1日 至 平成30年7月31日）

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ652,832千円増加し3,042,706千円となりました。これは主に、積極的な出店を行ったことなどにより建物及び構築物などの有形固定資産が510,846千円、敷金保証金が124,108千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べ197,346千円増加し1,807,636千円となりました。これは主に、短期借入金の増加により291,000千円増加した一方、長期借入金が123,555千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ455,485千円増加し1,235,069千円となり、自己資本比率は40.6%となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益466,644千円の計上により利益剰余金が増加したこと等によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第8期連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

(売上高)

当社グループの売上高は5,612,325千円（前年同期比23.7%増）となりました。これは主に、横浜家系ラーメンの味のブラッシュアップなどを図ったことによる国内直営店事業部門における既存店売上の好調な推移及び直営店13店舗の新規出店によるものです。

(営業利益)

当社グループの営業利益は627,109千円（前年同期比37.4%増）となりました。これは主に、新規出店費用の増加や人材確保や販売力強化の為の営業費用の増加があったものの、店舗を中心としたコスト削減に注力したことによりです。

(経常利益)

当社グループの経常利益は637,749千円（前年同期比47.0%増）となりました。これは主に、営業利益の増加及び支払利息が15,606千円減少したことによりです。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益は218,947千円（前年同期比109.2%増）となりました。これは主に、好調な初出店地域の来客数や既存店売上の推移によるものです。

第9期第3四半期連結累計期間（自 平成29年11月1日 至 平成30年7月31日）

(売上高)

当社グループの売上高は5,080,032千円となりました。これは主に、「町田商店」ブランドを中心に13店舗の新規出店に伴う来店客数の増加によるものです。

(営業利益)

当社グループの営業利益は612,979千円となりました。これは主に、新規出店費用や人件費の増加や人材確保や販売力強化の為の営業費用の増加があったものの、店舗を中心としたコスト削減に注力したことによります。

(経常利益)

当社グループの経常利益は618,600千円となりました。これは主に、手数料収入を計上したこと等により営業外収益を10,041千円計上し、支払利息を計上したこと等により営業外費用を4,420千円計上したことによります。

(親会社株主に帰属する四半期純利益)

当社グループの親会社株主に帰属する四半期純利益は466,644千円となりました。これは主に、新規出店による来店客数の増加によるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因としては、個人消費支出における選別化、弁当・惣菜等の中食市場の成長により、外食市場が縮小することと、他社との競争が激化することにより、新規出店が計画どおり遂行できないことが挙げられます。前者は既存店舗の売上に影響し、後者は新規店舗の売上に影響します。

当社グループにおきましては、顧客ニーズに継続して対応していくとともに、出店候補状況の収集を継続して行い、他の外食企業との差別化を図り、お客様満足度の向上に努め、持続的な成長の維持と収益基盤の強化を図る方針であります。

なお、経営成績に重要な影響を与える要因のうち、投資者の判断に重大な影響を与える可能性のある事項については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

外食産業を取り巻く環境は、生活費節約意識の高まりによる外食機会の減少、食の安全性に対する消費者意識の高まりや低価格競争の激化等により、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。こうした状況を踏まえ、当社グループでは、持続的な成長と収益基盤強化のための課題について重点的に取り組んでまいります。

なお、このような問題意識に対する今後の方針については、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第8期連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

当社グループは、飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

当連結会計年度の設備投資の主な内容は、規模拡大を目的とした直営店13店舗の新規出店であり、これに伴い、設備投資総額は383,514千円となりました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第9期第3四半期連結累計期間（自 平成29年11月1日 至 平成30年7月31日）

当社グループは、飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

当第3四半期連結累計期間の設備投資の主な内容は、規模拡大を目的とした直営店13店舗の新規出店であり、これに伴い、設備投資総額は486,318千円となりました。

なお、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成29年10月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員 数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、 器具及び 備品	その他	合計	
本社 (東京都町田市)	間接部門、 プロデュース 事業部門	本社機能	13,265	2,290	6,344	39,646	61,546	25 (5)
町田商店本店 (東京都町田市) 等35店舗	国内直営店 事業部門 (東日本)	店舗設備	348,350	37,738	64,841	—	450,931	118 (140)
四天王道頓堀店 (大阪市中央区) 等8店舗	国内直営店 事業部門 (西日本)	店舗設備	81,569	16,398	11,456	—	109,424	20 (32)
工場設備 (神奈川県平塚市)	プロデュース 事業部門	生産設備	25,954	79,216	4,763	4,516	114,450	16 (8)

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 「その他」の帳簿価額には、「土地」「リース資産」及び「無形固定資産」の金額を含んでおります。
3. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。なお、臨時従業員には、パートタイマー、アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣社員を含んでおります。
5. 当社グループは、飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。
6. 「工場設備」にかかる「事業部門の名称」は、本書提出日現在では「共通部門」となっております。
7. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は270,064千円であります。

(2) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成30年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

当社グループは「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	町田商店 武蔵村山店 (東京都 武蔵村山市)	店舗設備	28,000	—	自己資金 又は借入金	平成30年6月	平成30年8月	33席
	町田商店 羽村店 (東京都 羽村市)	店舗設備	28,000	—	自己資金 又は借入金	平成30年7月	平成30年9月	32席
	町田商店 豊川店 (愛知県 豊川市)	店舗設備	28,000	—	自己資金 又は借入金	平成30年8月	平成30年9月	38席
	町田商店 山際店 (神奈川県 厚木市)	店舗設備	28,000	374	自己資金 又は借入金	平成30年7月	平成30年9月	35席
	町田商店他 (日本) 46店舗	店舗設備	1,610,000	—	自己資金、 借入金、及び 増資資金	平成30年 11月以降	平成32年 10月まで	(注) 3
GIFT USA INC.	E. A. K. RAMEN (アメリカ) 4店舗	店舗設備	378,000	65,269	自己資金 又は借入金	平成30年 7月以降	平成32年 7月まで	(注) 3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力は客席数を記載しております。

3. 店舗の完成後の増加能力については、現時点において計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

(注) 平成30年7月3日開催の取締役会において、平成30年8月1日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は15,200,000株増加し、16,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録可能金融商品取引業協会名	内容
普通株式	202,950	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	202,950	—	—

(注) 1. 平成30年7月3日開催の取締役会決議において、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,856,050株増加し、4,059,000株となっております。

2. 平成30年7月11日開催の臨時株主総会において、平成30年8月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 平成27年10月15日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく第1回新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (平成29年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	14 (注) 1	12 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,400 (注) 1、4	24,000 (注) 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	510 (注) 2、4	26 (注) 2、4、5
新株予約権の行使期間	平成29年11月1日～ 平成37年10月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 510 資本組入額 255 (注) 4	発行価格 26 資本組入額 13 (注) 4、5
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社株主総会の承認を要するものとする。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社株主総会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は100株、提出日の前月末現在は2,000株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
4. 当社は、平成28年8月16日付をもって、普通株式1株を100株に分割しております。上表の「新株予約権等の状況」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数(株)」「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」は調整後の内容となっております。
5. 当社は、平成30年8月1日付をもって、普通株式1株を20株に分割しております。上表の「新株予約権等の状況」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数(株)」「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」は調整後の内容となっております。

② 平成28年9月21日の臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第2回新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (平成29年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	4,730 (注) 1	4,340 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,730 (注) 1	86,800 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,017 (注) 2	101 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成30年10月22日～ 平成38年9月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,017 資本組入額 1,009	発行価格 101 資本組入額 51 (注) 4
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は20株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、新株予約権の割当を受けた者が「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
4. 当社は、平成30年8月1日付をもって、普通株式 1 株を20株に分割しております。上表の「新株予約権等の状況」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数(株)」「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」は調整後の内容となっております。

③ 平成29年10月16日の臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第3回新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (平成29年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	3,560 (注) 1	3,480 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,560 (注) 1	69,600 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,187 (注) 2	510 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成31年10月25日～ 平成39年10月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,187 資本組入額 5,094	発行価格 510 資本組入額 255 (注) 4
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社株主総会の承認を要するものとする。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は20株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

4. 当社は、平成30年8月1日付をもって、普通株式 1 株を20株に分割しております。上表の「新株予約権等の状況」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数(株)」「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」は調整後の内容となっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年11月27日 (注) 1	1,500	2,000	15,000	20,000	—	—
平成28年8月16日 (注) 2	198,000	200,000	—	20,000	—	—
平成29年10月30日 (注) 3	2,950	202,950	15,025	35,025	15,025	15,025
平成30年8月1日 (注) 4	3,856,050	4,059,000	—	35,025	—	15,025

(注) 1. 有償株主割当増資によるものであります。

割当比率 1 : 3
発行価格 10,000円
資本組入額 10,000円

2. 株式分割 (1 : 100) によるものであります。

3. 有償第三者割当増資によるものであります。

発行価格 10,187円
資本組入額 5,093.5円

割当先 (株) ガーデン、(株) ダイニングイノベーション、他11名

4. 株式分割 (1 : 20) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年7月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	12	—	—	10	22	—
所有株式数 (株)	—	—	—	114,700	—	—	88,250	202,950	—
所有株式数の 割合 (%)	—	—	—	56.52	—	—	43.48	100.00	—

(注) 1. 当社は平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。

2. 当社は平成30年8月1日より単元株制度を採用しております。

なお、平成30年9月13日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

平成30年9月13日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	12	—	—	10	22	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	22,940	—	—	17,650	40,590	—
所有株式数の 割合 (%)	—	—	—	56.52	—	—	43.48	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 202,950	202,950	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	202,950	—	—
総株主の議決権	—	202,950	—

(注) 1. 当社は平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。

2. 当社は平成30年8月1日より単元株制度を採用しております。

なお、平成30年9月13日現在の発行済株式は以下のとおりです。

平成30年9月13日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,059,000	40,590	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,059,000	—	—
総株主の議決権	—	40,590	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成27年10月15日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年10月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員の退職により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員 6 名であります。

第2回新株予約権（平成28年9月21日臨時株主総会決議及び取締役会決議）

決議年月日	平成28年9月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 45
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員の取締役就任及び従業員の退職により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役 2 名及び従業員 33 名であります。

第3回新株予約権（平成29年10月16日臨時株主総会決議及び取締役会決議）

決議年月日	平成29年10月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2 当社従業員33 社外協力者1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員の退職により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、従業員31名及び社外協力者1社であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題であると認識し、企業価値の継続的な拡大を図ってまいります。

今後の株主への利益還元にあたりましては、経営成績及び財政状態を総合的に勘案し、財務体質の強化、事業拡大のための投資等にも十分に留意しながら、安定的且つ継続的な利益還元を基本スタンスとして配当性向に注視しながら実施してまいります。なお、内部留保金につきましては、今後の変化の激しい経営環境の下で絶え間ない事業拡大を図ることを目的とし、中長期的な事業原資として利用してまいります。

当社は、剰余金の配当につき年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっておりますが、上場後の期末配当、中間配当の年2回配当についても視野に入れ、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

最近事業年度においては、事業拡大に資金が必要であったため、無配と致しました。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性9名 女性一名(役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
代表取締役社長	—	田川 翔	昭和57年11月8日	平成13年11月 平成17年7月 平成20年1月 平成21年12月 平成22年1月 平成27年3月 平成29年5月	有限会社ヒロキ・アドバンス入社 同社本店店長 町田商店創業 株式会社町田商店(現当社)設立 代表取締役社長(現任) 株式会社ファイナル・スリー・フィート設立 代表取締役社長 株式会社四天王代表取締役 当社開発本部長	(注) 1	1,204
取締役副社長	プロデュース事業部長	笹島 竜也	昭和49年7月17日	平成6年12月 平成8年1月 平成9年7月 平成12年8月 平成17年2月 平成18年1月 平成20年9月 平成23年1月 平成23年1月 平成28年1月 平成28年6月 平成29年5月	有限会社ユートピア入社 有限会社石川商事入社 株式会社エイト入社 有限会社ヒロキ・アドバンス入社 同社店舗開発責任者兼直営店統括責任者 同社F C事業部統括責任者兼直営店統括責任者 ソニー生命保険株式会社入社 株式会社ファイナル・スリー・フィート入社 同社取締役 同社代表取締役 株式会社四天王代表取締役 当社取締役副社長(現任) 株式会社ファイナル・スリー・フィート プロデュース事業部長 当社プロデュース事業部長(現任)	(注) 1	480

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
専務取締役	直営店 事業部長	藤井 誠二	昭和55年 9月22日	平成13年4月 平成17年4月 平成21年9月 平成24年1月 平成26年1月 平成27年1月 平成27年3月 平成28年6月	大同企業株式会社入社 良和株式会社入社 町田商店入職 当社綱島商店店長 当社取締役 当社専務取締役 (現任) 株式会社四天王取締役 当社直営店事業部長 (現任)	(注) 1	20
取締役	管理本部長	末廣 紀彦	昭和35年 10月4日	昭和59年4月 平成5年10月 平成15年6月 平成17年10月 平成27年8月 平成28年1月 平成28年9月	セイコー電子工業株式会社 (現セイコーインスツル株式会社) 入社 株式会社協和コンサルタンツ 執行役員経営管理室長 株式会社ファインディバイス 取締役 C F O 日本マニュファクチャリングサー ビス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 地盤ネットホールディングス株式 会社C F O 兼 執行役員管理本部長 当社入社 管理本部長 当社取締役管理本部長 (現任)	(注) 1	4
取締役	経営企画 室長	榎 正規	昭和56年 9月10日	平成17年12月 平成22年4月 平成25年3月 平成25年10月 平成28年4月 平成29年1月	監査法人トーマツ (現有限責任監査 法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 日之出監査法人 (現ひので監査法人) パートナー 税理士法人日本橋経営会計コンサル ティング設立 パートナー 当社入社 管理本部経営企画部長兼経理部長 当社取締役経営企画室長 (現任)	(注) 1	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	佐藤 信之	昭和47年 7月21日	平成8年4月	アンダーセンコンサルティング株式会社 入社 (現アクセンチュア株式会社)	(注) 1	—
				平成10年10月	ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク入社		
				平成12年11月	Deloitte Touche LLP入社		
				平成14年11月	株式会社ブラン・ドゥ・シー入社		
				平成17年11月	株式会社ゼットン取締役副社長		
				平成23年10月	株式会社シヴァリー・ベンチャーズ 代表取締役		
				平成24年4月	株式会社Kanmin取締役		
				平成24年6月	株式会社epoc設立代表取締役 (現任) 株式会社エー・ピーカンパニー 社外監査役		
				平成25年2月	株式会社エージェント 社外監査役		
				平成26年10月	株式会社ノート (現株式会社串カツ田中) 社外監査役 (現任)		
				平成27年6月	株式会社エー・ピーカンパニー 社外取締役 (現任)		
				平成27年8月	株式会社ONDO 非常勤取締役 (現任)		
				平成28年6月	株式会社サンシャインジューズ 非常勤監査役 (現任)		
				平成30年2月	株式会社epocトレーディング設立 代表取締役 (現任)		
				平成30年4月	株式会社FIND 非常勤監査役 (現任)		
平成30年5月	当社社外取締役 (現任)						
常勤監査役	—	露木 一彦	昭和28年 3月22日	昭和50年6月	神鋼ノース株式会社入社	(注) 2	—
				昭和62年9月	株式会社白子入社		
				平成3年11月	立川ハウス工業株式会社入社		
				平成5年6月	株式会社ハイデイ日高 取締役管理本部長		
				平成16年1月	株式会社リンク・ワン 執行役員管理本部長		
				平成16年8月	株式会社やすらぎ 取締役管理本部長		
				平成18年11月	株式会社みよこひも 取締役管理本部長		
				平成25年6月	株式会社心屋 取締役社長室長		
				平成26年9月	株式会社アドリブ 取締役管理本部長		
				平成28年1月	当社常勤監査役 (現任)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式 数 (千株)	
監査役	—	藤村 平和	昭和28年 6月24日	昭和52年4月 昭和61年8月 平成12年1月 平成15年11月 平成20年1月 平成23年3月 平成25年9月 平成27年8月	長瀬産業株式会社入社 コダック株式会社へ転籍 同社取締役、人事総務本部長 同社常務取締役 同社オペレーション本部長兼務 RPBマーケティング株式会社代表 取締役社長 山梨RPBサプライ株式会社代表取締 役社長 コダックアラリスジャパン株式会社 人事アドバイザー (現任) 当社監査役 (現任)	(注) 2	—	
監査役	—	花房 幸範	昭和50年 5月10日	平成10年4月 平成13年7月 平成21年8月 平成26年6月 平成26年9月 平成26年12月 平成27年3月 平成28年3月 平成29年9月 平成30年5月	青山監査法人 入所 公認会計士登録 アカウントティングワークス株式 会社設立 代表取締役 (現任) 鳥取ガス株式会社監査役 (現任) 学校法人矢谷学園監事 (現任) 株式会社ぜん監査役 (現任) アークランドサービス株式会社 監査役 同社 取締役 (監査等委員) (現任) ペプチドリーム株式会社 取締役 (監査等委員) (現任) 当社監査役 (現任)	(注) 2	—	
計								1,710

- (注) 1. 任期は、平成30年7月11日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 任期は、平成30年7月11日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役佐藤信之は社外取締役であります。
4. 監査役露木一彦、藤村平和及び花房幸範は社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、取締役会及び監査役会を設置したコーポレート・ガバナンス体制の下で各種内部統制機能を適所に的確に配備し、株主及びステークホルダーの皆様に対して、経営の「効率性」と「透明性」を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの取組みの第一としております。先ず、効率性の向上については、取締役会に先駆けて重要案件を審議する経営戦略会議を設置することにより、取締役会をより効率的に運営しております。また、透明性の向上については、重要情報を遅滞なく開示していく体制を構築するとともに、監査役会が経営情報を正確に把握できる体制を構築することにより図っております。

こうした取組みを進める上で当社が選択した「監査役会設置会社」によるコーポレート・ガバナンス体制は、下記の点を鑑みるに当社にとって最も優れたガバナンス体制であると認識しております。

② 企業統治の体制

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、各店舗の具体的な運営にあたっての諸問題解決の場としてブロック長会を設置するとともに、店長を集めた店長会にて各種上位会議体での決議事項等、店舗運営の前提となる情報の共有を図っております。

イ 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名で構成されており、法定の専決事項、経営方針の策定、重要な業務の意思決定及び取締役相互牽制による業務執行を監督する機関として位置づけられております。取締役会は、原則として毎月開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

ロ 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名で構成されており、法定の専決事項及び各監査役の監査の状況を共有化しております。監査役会は、原則として1カ月に1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

ハ 経営戦略会議

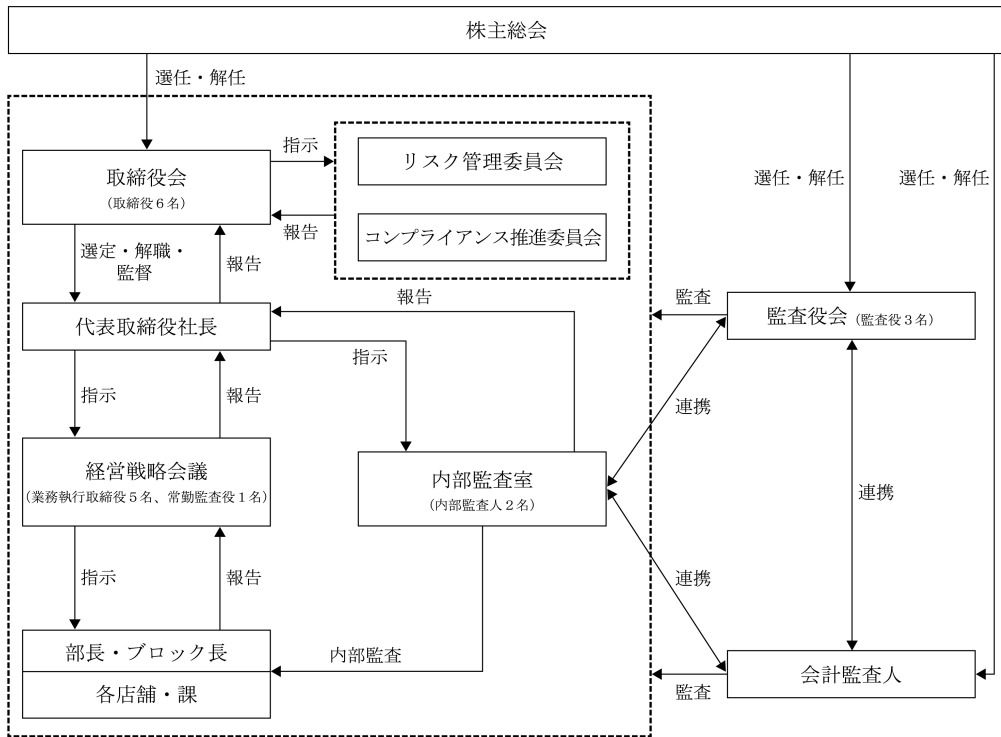
当社は、取締役会の業務執行の効率を高めるため、重要審議事項について取締役会に先駆けて審議する機関として経営戦略会議を設置しております。当該会議は、業務執行取締役5名、常勤監査役1名で構成されております。

ニ 内部監査室

当社は、代表取締役社長により直接任命された内部監査人（2名）を配置した、組織上独立している内部監査室を設置しております。内部監査人は、当社グループの年間内部監査計画を策定し、業務及び会計に関わる経営活動を全般的に監査しております。

ホ 会計監査人

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、公正不偏な立場から厳格な監査を受けております。



③ 内部統制システムの整備の状況

取締役会で決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 当社は、取締役、使用人に法令、定款並びに企業理念を遵守させることが重要であると認識しており、企業理念の浸透のために理念研修を入社時に新入社員及び中途社員全員に対して実施している。
- b 取締役会は、内部統制の基本方針を定め、取締役、使用人の内部統制システムの遵守状況を監督する。
- c 取締役会は、法令、定款に加え、企業理念、「企業倫理規範」、「取締役会規程」を始めとする各種社内規程に準拠して経営に関する重要事項を決定する。
- d 管理本部をコンプライアンスの統括部署と位置づけ、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会と連携してコンプライアンス状況のフォローアップを実施する。
- e 取締役、使用人の職務執行の適切性を確保するため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は、効率的な内部監査を実施するために、監査役（監査役会）、会計監査人と適宜情報交換する等、三様監査体制を構築するとともに、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況の確認、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行う。
- f 管理本部は、企業活動に関連する法規及び定款の周知、並びに会社規程類等の継続的整備及び周知を図る。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、法令及び「取締役会規程」「監査役会規程」「文書管理規程」「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、定められた期間につき、保存・管理する。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、当該規程の下で発足したリスク管理委員会を中心として多用なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- b 当社は、リスク管理委員会を四半期毎に開催し、リスク管理計画の進捗状況をフォローアップする。リスク管理委員会は、重要リスクの管理状況について取締役会に報告し、適宜指示を仰いでいる。
- c 内部監査室は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、重要事項については取締役会に報告する。

- ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 「取締役会規程」に準拠し、定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - b 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
 - c 毎期、取締役会にて中期経営計画を策定、ローリングを実施し、経営目標を明確化する。
 - d 毎月実施される定例取締役会において、年度事業計画（予算）の業績進捗状況を確認し、分析、改善施策検討を行うとともに、中期経営計画への影響度も適宜把握し、当該影響度と改善施策を踏まえて毎期、中期経営計画をローリングする。
- ホ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 当社の企業理念をグループ会社各社で共有し、同一理念に基づいて企業価値の向上と業務の適正を確保する。
 - b 内部監査室は、子会社の内部統制の有効性についても監査し、その結果を社長並びに主管部門の責任者に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。
 - c 子会社の業績進捗については、経営企画室が主管となって関係する取締役とともに月次に業績レビューを行い、必要に応じて対策を講じる。
- ヘ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a 当社は、監査役を補助する使用人を配置していないが、監査役の判断にて監査役を補助する使用人を必要に応じて配置することができる。
 - b 当該使用人が監査役を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。
- ト 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a 監査役は、会社の重要な意思決定の過程、業務執行の状況等を把握するため、取締役会を始めとする全ての会議、委員会等に出席することができる。
 - b 取締役及び使用人は、以下の事項を始め各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ・重要な機関決定事項
 - ・経営における重要事項
 - ・会社に重大なリスクを及ぼすおそれのある事項
 - ・重要な法令、定款違反
 - ・不正行為
 - ・その他重要事項
 - c 監査役に報告、相談を行った取締役、使用人もしくは子会社の役職員に対して、当該報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、その旨を取締役、使用人もしくは子会社の役職員に周知徹底する。
- チ 監査役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a 取締役は、監査役を補助する使用人を配置していないが、監査役の判断にて監査役を補助する使用人を必要に応じて配置することができる。
 - b 当該使用人が監査役を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。
- リ その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a 監査役は、監査役を補助する使用人を配置していないが、監査役の判断にて監査役を補助する使用人を必要に応じて配置することができる。
 - b 当該使用人が監査役を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。
- ロ その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a 監査役は、監査役を補助する使用人を配置していないが、監査役の判断にて監査役を補助する使用人を必要に応じて配置することができる。
 - b 当該使用人が監査役を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。
- リ その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a 代表取締役社長及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - b 監査役は、取締役会をはじめ、経営戦略会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - c 監査役は、管理本部各部門、経営企画室に対して随時必要に応じて監査への協力要請ができることとし、内部監査室に対しても監査協力を求めることができる。内部監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。
 - d 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
 - e 当社は、監査役がグループ会社各社への立ち入り、重要な取引先等の調査、弁護士、公認会計士の外部専門家との連携等、各種重要情報が収集できる環境を整備する。

ヌ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を持たない、不当、不法な要求にも一切応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を制定して会社としての対応方針の明確化を図る。取引開始時においては、反社会的勢力断絶条項を設けた取引基本契約を全取引先と締結するとともに、「反社会的勢力チェック」を実施し、反社会的勢力であることが判明した取引先とは取引を開始しない。また、既存取引先が反社会的勢力との関係を有した場合には、取引を停止する。さらに事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理体制に関する基本事項を規定し、リスクの適切な管理・対応を実現することにより、当社事業の発展に資することを目的として、「リスク管理規程」を制定しております。

具体的には、取締役会において各種リスクに関するリスク管理方針を決議するとともに、リスク管理委員会を設置し、リスク管理委員会により策定されるリスク管理計画に基づく業務の実施、委員会の開催（原則として四半期に一回）、取締役会への報告及び内部監査室との連携等により、リスクの適時認識と評価、報告と情報管理を行っていくこととしております。

⑤ 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査を専任の2名が内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。内部監査室は、業務の効率性や各種規程、職務権限に基づく牽制機能、コンプライアンスの観点から、原則として本社、各店舗を毎期監査することとしております。

内部監査の結果は、代表取締役社長に報告されるとともに、被監査部門に監査結果及び代表取締役社長の指示による要改善事項が伝達され、監査の実効性を高めるため、改善事項に対する被監査部門の改善報告を内部監査室に提出させることとしております。なお、その結果については、監査役とも情報共有を行っております。

監査役は、監査計画に基づき、取締役会に出席し、取締役及び取締役会の業務執行と会社経営の適法性を監査しております。また、監査役は監査役会においてそれぞれの監査の結果を共有しております。

なお、監査役、内部監査室及び会計監査人は定期的に意見交換を行っており、当社業務の適法性確保に努めております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任することで、経営への牽制及び監督機能を強化しております。社外取締役及び社外監査役の経験や見識を活かし、独立かつ客観的な立場から取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制及び監督機能が十分に期待できることから、現状の体制としております。

なお、社外役員の独立性に関する基準又は方針については特別定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。

また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会を通じて必要な情報の収集や意見の表明を行うとともに、適宜、内部監査室及び会計監査人と情報交換をするなど相互連携を行うことによって、牽制及び監督の有効性と効率性を高めております。

社外取締役佐藤信之は、飲食上場企業の取締役経験を活かし、客観的視点から有用な助言を求めることができるため選任しております。社外取締役という地位以外に、当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役露木一彦は、飲食上場企業で培った豊富な知見を当社監査に反映していただくことを期待して選任しております。社外監査役という地位以外に、当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役藤村平和は、大手企業にて取締役を務めた経験を有しており、企業経営に関する豊富な知見を当社監査に反映していただくことを期待して選任しております。社外監査役という地位以外に、当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役花房幸範は、公認会計士であり、その専門的見地及び経営に関する高い見識を当社監査に反映していただくことを期待して選任しております。社外監査役という地位以外に、当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係及び利害関係はありません。

⑦ 会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結して会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した社員は、指定有限責任社員 業務執行社員 薬袋政彦、田光完治であります。なお、当社に対する継続

関与年数は、いずれも7年以内であるため、記載を省略しております。また、監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には、公認会計士9名、その他6名で構成されております。その他は公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

会計監査人は、当社内部監査室とも連携し、当社の内部監査及び内部統制報告制度の状況等を交換しながら、当社の監査を実施しております。

⑧ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 （社外取締役を除く）	128,250	128,250	—	—	—	5
社外取締役	—	—	—	—	—	—
監査役 （社外監査役を除く）	—	—	—	—	—	—
社外監査役	13,350	13,350	—	—	—	3

ロ 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬限度額は、各取締役の貢献度や業績を考慮したうえで、今後の経営戦略を勘案し、平成30年1月30日開催の定時株主総会で決議された年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の範囲で、取締役会において決定しております。

監査役の報酬限度額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、平成30年1月30日開催の定時株主総会で決議された年額100,000千円以内の範囲で、監査役会において決定しております。

⑨ 株式の保有状況

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の最近事業年度の前事業年度及び最近事業年度における貸借対照表計上額合計額並びに最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

⑩ 業務執行取締役等でない取締役、監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除の決定機関

当社は、会社法第426条第1項の規定により、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役の会社法第423条第1項の責任につき、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務の執行にあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑫ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑬ 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑭ 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑮ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑯ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	5,000	—	13,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	5,000	—	13,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬の決定方針は、監査人員数、監査日程、当社グループの規模等を勘案したうえで、監査役会の同意のもと、取締役会で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）及び当連結会計年度（平成28年11月1日から平成29年10月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）及び当事業年度（平成28年11月1日から平成29年10月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年5月1日から平成30年7月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年11月1日から平成30年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。
なお、新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日付で名称変更し、EY新日本有限責任監査法人となっております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、経理部門にて会計基準等の動向を解説した機関誌の定期購読やセミナーへの参加などを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年10月31日)	当連結会計年度 (平成29年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	872,578	804,898
売掛金	182,254	192,808
商品及び製品	17,690	9,953
原材料及び貯蔵品	1,948	15,186
繰延税金資産	23,597	29,293
その他	50,835	82,658
貸倒引当金	△2,873	△4,046
流動資産合計	1,146,031	1,130,751
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	492,603	594,543
減価償却累計額	△97,571	△125,402
建物及び構築物 (純額)	395,031	469,141
機械装置及び運搬具	※1 146,929	※1 198,144
減価償却累計額	△45,744	△63,683
機械装置及び運搬具 (純額)	101,184	134,461
工具、器具及び備品	175,172	185,678
減価償却累計額	△75,768	△98,272
工具、器具及び備品 (純額)	99,403	87,405
土地	639	639
その他	24,077	11,021
減価償却累計額	△8,451	△6,505
その他 (純額)	15,626	4,516
有形固定資産合計	611,886	696,164
無形固定資産		
投資その他の資産	35,270	39,006
長期貸付金	28,370	91,635
繰延税金資産	40,263	47,608
敷金及び保証金	305,553	306,395
その他	58,032	78,312
投資その他の資産合計	432,219	523,951
固定資産合計	1,079,375	1,259,122
資産合計	2,225,407	2,389,874

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年10月31日)	当連結会計年度 (平成29年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	163,092	167,578
短期借入金	※2 345,000	※2 300,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 205,162	※1 224,086
未払金	162,163	178,968
未払法人税等	84,236	104,552
賞与引当金	41,917	43,067
資産除去債務	—	1,990
その他	100,109	164,222
流動負債合計	1,101,680	1,184,466
固定負債		
長期借入金	※1 518,054	※1 344,709
繰延税金負債	317	312
資産除去債務	64,869	73,527
その他	12,383	7,275
固定負債合計	595,626	425,824
負債合計	1,697,306	1,610,290
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	35,025
資本剰余金	272,127	287,153
利益剰余金	234,635	453,582
株主資本合計	526,762	775,761
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,337	3,822
その他の包括利益累計額合計	1,337	3,822
純資産合計	528,100	779,583
負債純資産合計	2,225,407	2,389,874

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成30年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	796,379
売掛金	175,689
商品及び製品	6,753
原材料及び貯蔵品	29,606
その他	110,687
貸倒引当金	△3,076
流動資産合計	1,116,039
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	1,059,718
減価償却累計額	△161,166
建物及び構築物(純額)	898,551
土地	639
その他	511,135
減価償却累計額	△203,317
その他(純額)	307,818
有形固定資産合計	1,207,010
無形固定資産	
その他	31,676
無形固定資産合計	31,676
投資その他の資産	
敷金及び保証金	430,503
その他	259,526
貸倒引当金	△2,049
投資その他の資産合計	687,980
固定資産合計	1,926,667
資産合計	3,042,706

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成30年7月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	175,559
短期借入金	591,000
1年内返済予定の長期借入金	210,800
未払法人税等	35,239
賞与引当金	25,463
その他	429,837
流動負債合計	1,467,899
固定負債	
長期借入金	221,154
資産除去債務	111,549
その他	7,033
固定負債合計	339,736
負債合計	1,807,636
純資産の部	
株主資本	
資本金	35,025
資本剰余金	287,153
利益剰余金	920,227
株主資本合計	1,242,406
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△7,336
その他の包括利益累計額合計	△7,336
純資産合計	1,235,069
負債純資産合計	3,042,706

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
売上高	4,535,849	5,612,325
売上原価	1,521,356	1,790,046
売上総利益	3,014,492	3,822,278
販売費及び一般管理費	※1 2,558,187	※1 3,195,169
営業利益	456,305	627,109
営業外収益		
受取利息	271	1,320
受取配当金	3	2
受取補償金	—	4,601
手数料収入	3,161	6,399
補助金収入	800	1,671
その他	4,308	5,982
営業外収益合計	8,545	19,977
営業外費用		
支払利息	21,539	5,933
為替差損	654	2,119
繰上返済手数料	4,581	—
その他	4,262	1,283
営業外費用合計	31,037	9,336
経常利益	433,813	637,749
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 32,461
特別利益合計	—	32,461
特別損失		
減損損失	※4 201,219	※4 203,989
固定資産除却損	※3 1,988	※3 6,414
店舗閉鎖損失	—	28,318
特別損失合計	203,208	238,722
税金等調整前当期純利益	230,605	431,488
法人税、住民税及び事業税	163,507	225,581
法人税等調整額	△37,550	△13,040
法人税等合計	125,956	212,540
当期純利益	104,649	218,947
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	104,649	218,947

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
当期純利益	104,649	218,947
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,337	2,484
その他の包括利益合計	※1 1,337	※1 2,484
包括利益	105,987	221,431
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	105,987	221,431
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年11月1日 至平成30年7月31日)
売上高	5,080,032
売上原価	1,578,679
売上総利益	3,501,353
販売費及び一般管理費	2,888,374
営業利益	612,979
営業外収益	
受取利息	1,334
受取配当金	1
手数料収入	6,576
その他	2,129
営業外収益合計	10,041
営業外費用	
支払利息	2,612
為替差損	568
繰上返済手数料	1,123
その他	115
営業外費用合計	4,420
経常利益	618,600
特別損失	
固定資産除却損	5,351
特別損失合計	5,351
税金等調整前四半期純利益	613,249
法人税等	146,605
四半期純利益	466,644
親会社株主に帰属する四半期純利益	466,644

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年7月31日)
四半期純利益	466,644
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△11,158
その他の包括利益合計	△11,158
四半期包括利益	455,485
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	455,485

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	20,000	272,127	129,985	422,113	—	—	422,113
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	104,649	104,649	—	—	104,649
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	1,337	1,337	1,337
当期変動額合計	—	—	104,649	104,649	1,337	1,337	105,987
当期末残高	20,000	272,127	234,635	526,762	1,337	1,337	528,100

当連結会計年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	20,000	272,127	234,635	526,762	1,337	1,337	528,100
当期変動額							
新株の発行	15,025	15,025	—	30,051	—	—	30,051
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	218,947	218,947	—	—	218,947
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	2,484	2,484	2,484
当期変動額合計	15,025	15,025	218,947	248,999	2,484	2,484	251,483
当期末残高	35,025	287,153	453,582	775,761	3,822	3,822	779,583

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	230,605	431,488
減価償却費	92,689	108,603
減損損失	201,219	203,989
のれん償却額	30,523	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	288	1,172
受取利息及び受取配当金	△275	△1,322
支払利息	21,539	5,933
固定資産売却損益 (△は益)	—	△32,461
固定資産除却損	1,988	6,414
店舗閉鎖損失	—	28,318
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,126	△10,216
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,001	△5,435
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,653	3,720
未払金の増減額 (△は減少)	56,736	△15,673
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,052	1,149
その他	20,330	59,260
小計	655,224	784,941
利息及び配当金の受取額	275	1,231
利息の支払額	△21,539	△5,784
法人税等の支払額	△192,006	△205,265
営業活動によるキャッシュ・フロー	441,953	575,123
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△267,488	△383,514
有形固定資産の売却による収入	16,435	35,816
貸付けによる支出	△33,545	△78,424
貸付金の回収による収入	2,552	11,621
敷金及び保証金の差入による支出	△82,753	△56,542
敷金及び保証金の回収による収入	839	44,600
その他	△26,240	△50,423
投資活動によるキャッシュ・フロー	△390,198	△476,867
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	294,000	△45,000
長期借入金の借入による収入	966,170	1,025,000
長期借入金の返済による支出	△1,479,818	△1,180,363
株式の発行による収入	—	30,051
その他	△4,542	△3,276
財務活動によるキャッシュ・フロー	△224,190	△173,588
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,711	10,052
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△161,724	△65,280
現金及び現金同等物の期首残高	1,031,902	870,178
現金及び現金同等物の期末残高	※1 870,178	※1 804,898

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自平成27年11月1日至平成28年10月31日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

6社

連結子会社の名称

株式会社ファイナル・スリー・フィート

株式会社四天王

GIFT USA INC.

GIFT LOS ANGELES LLC

GIFT NEW YORK LLC

GIFT (SINGAPORE) PTE. LTD.

2 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社の決算日は7月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品・製品・原材料・貯蔵品

主として、総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～20年

機械装置及び運搬具 2～10年

工具、器具及び備品 2～14年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

GIFT USA INC.

GIFT LOS ANGELES LLC

GIFT NEW YORK LLC

GIFT (SINGAPORE) PTE. LTD.

前連結会計年度において連結子会社であった株式会社ファイナル・スリー・フィート及び株式会社四天王は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しています。

2 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は7月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品・製品・原材料・貯蔵品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～20年

機械装置及び運搬具 6～8年

工具、器具及び備品 3～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

当連結会計年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度(自平成27年11月1日至平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成28年11月1日至平成29年10月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年10月31日)	当連結会計年度 (平成29年10月31日)
機械装置	24,232 千円	20,103 千円
計	24,232 千円	20,103 千円

	前連結会計年度 (平成28年10月31日)	当連結会計年度 (平成29年10月31日)
1年内返済予定の長期借入金	7,200 千円	7,200 千円
長期借入金	43,400 "	36,200 "
計	50,600 千円	43,400 千円

※2 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年10月31日)	当連結会計年度 (平成29年10月31日)
当座貸越限度額	750,000 千円	1,085,000 千円
借入実行残高	345,000 "	300,000 "
差引額	405,000 千円	785,000 千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成27年11月1日 至平成28年10月31日)	当連結会計年度 (自平成28年11月1日 至平成29年10月31日)
給料及び手当	619,424 千円	760,182 千円
雑給	253,969 "	364,811 "
賞与引当金繰入額	40,087 "	41,156 "
貸倒引当金繰入額	1,683 "	1,064 "
不動産賃借料	288,041 "	404,041 "

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
建物及び構築物	—	28,112 千円
工具、器具及び備品	—	4,349 "
計	—	32,461 千円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
建物及び構築物	9 千円	6,144 千円
工具、器具及び備品	1,978 "	270 "
計	1,988 千円	6,414 千円

※4 減損損失

前連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
株式会社ギフト (川崎市中原区他)	店舗 (8 店舗) 等	建物及び構築物等	61,326
株式会社四天王 (大阪市浪速区他)	店舗 (4 店舗)	建物及び構築物等	38,146
—	—	のれん	101,746

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗などを基本単位としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗及び、使用範囲の変更により、回収可能価額を著しく低下させる変化があった店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

また、連結子会社である株式会社四天王の株式取得時に発生したのれんに関して、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物	79,895 千円
機械装置	5,161 "
工具、器具及び備品	14,415 "
のれん	101,746 "
合計	201,219 千円

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額を零としております。

当連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
株式会社ギフト （相模原市中央区他）	店舗（4店舗）	建物及び構築物等	86,087
GIFT (SINGAPORE) PTE. LTD. （シンガポール）	店舗（1店舗）	建物及び構築物等	18,433
GIFT USA INC. （アメリカ合衆国カリフォルニア州他）	店舗（2店舗）	建物及び構築物等	99,468

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗などを基本単位としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗及び、使用範囲の変更により、回収可能価額を著しく低下させる変化があった店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物	152,121	千円
機械装置	25,690	〃
工具、器具及び備品	24,157	〃
ソフトウェア	2,020	〃
合計	203,989	千円

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額を零としております。

（連結包括利益計算書関係）

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）	（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,337	2,484
組替調整額	—	—
税効果調整前	1,337	2,484
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	1,337	2,484
その他の包括利益合計	1,337	2,484

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	2,000	198,000	—	200,000

(変動事由の概要)

普通株式の増加は平成28年8月16日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行ったことによるものであります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	200,000	2,950	—	202,950

(変動事由の概要)

普通株式の増加は、有償株主割当による新株の発行2,950株によるものであります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成 27年11月1日 至 平成 28年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
現金及び預金	872,578 千円	804,898 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△2,400 //	—
現金及び現金同等物	870,178 千円	804,898 千円

2 重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成 27年11月 1 日 至 平成 28年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年11月 1 日 至 平成29年10月31日)
重要な資産除去債務の計上額	22,341 千円	19,486 千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (平成28年10月31日)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内 2,628 千円

1 年超 7,194 〃

合計 9,822 千円

当連結会計年度 (平成29年10月31日)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内 2,592 千円

1 年超 4,601 〃

合計 7,194 千円

(金融商品関係)

前連結会計年度 (自 平成27年11月 1 日 至 平成28年10月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要な資金 (主に銀行借入) を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗賃貸取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。また、店舗出店にあたり、建設協力金方式により貸付を行うことがあります。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社グループは、営業債権、貸付金、敷金及び差入保証金について、適宜取引先及び貸主の信用状況の把握に努めております。

② 市場リスクの管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

経理財務部が適時に資金繰り表を作成・更新するとともに、適切な手元流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	872,578	872,578	—
(2) 売掛金 ※1	182,254		
貸倒引当金 ※1	△2,866		
差引	179,388	179,388	—
(3) 長期貸付金	28,370	28,370	—
(4) 敷金及び保証金	305,553	301,653	△3,900
資産計	1,385,889	1,381,989	△3,900
(1) 買掛金	163,092	163,092	—
(2) 短期借入金	345,000	345,000	—
(3) 未払金	162,163	162,163	—
(4) 未払法人税等	84,236	84,236	—
(5) 長期借入金 ※2	723,216	724,403	1,186
負債計	1,477,708	1,478,895	1,186

※1 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

※2 長期借入金は、1年内返済予定の金額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは、短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金のうち建設協力金については、時価はその将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しています。また、その他の長期貸付金については、概ね2年の比較的短期の契約期間であり、その時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、固定資産（建物）の耐用年数を基に、国債利回り率を使用して算定する方法によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象としているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	842,305	—	—	—
売掛金	182,254	—	—	—
長期貸付金	3,904	8,740	10,500	5,225
合計	1,028,464	8,740	10,500	5,225

敷金及び保証金については、償還予定が明確に確定できないため、上記表に含めておりません。

(注3) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	345,000	—	—	—	—	—
長期借入金	205,162	197,864	161,778	77,441	64,459	16,512
合計	550,162	197,864	161,778	77,441	64,459	16,512

当連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗賃貸取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。また、店舗出店にあたり、建設協力金方式により貸付を行うことがあります。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権、貸付金、敷金及び差入保証金について、適宜取引先及び貸主の信用状況の把握に努めております。

② 市場リスクの管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理財務部が適時に資金繰り表を作成・更新するとともに、適切な手元流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	804,898	804,898	—
(2) 売掛金 ※1	192,808		
貸倒引当金 ※1	△4,000		
差引	188,808	188,808	—
(3) 長期貸付金	91,635	91,635	—
(4) 敷金及び保証金	306,395	294,937	△11,457
資産計	1,391,737	1,380,279	△11,457
(1) 買掛金	167,578	167,578	—
(2) 短期借入金	300,000	300,000	—
(3) 未払金	178,968	178,968	—
(4) 未払法人税等	104,552	104,552	—
(5) 長期借入金 ※2	568,795	571,415	2,619
負債計	1,319,895	1,322,514	2,619

※1 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

※2 長期借入金は、1年内返済予定の金額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金のうち建設協力金については、時価はその将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しています。また、その他の長期貸付金については、概ね2年の比較的短期の契約期間であり、その時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、固定資産（建物）の耐用年数を基に、国債利回り率を使用し算定する方法によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象としているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	761,927	—	—	—
売掛金	192,808	—	—	—
長期貸付金	6,004	17,990	23,415	44,224
合計	960,740	17,990	23,415	44,224

敷金及び保証金については、償還予定が明確に確定できないため、上記表に含めておりません。

(注3) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	224,086	172,108	91,392	64,459	9,350	7,400
合計	524,086	172,108	91,392	64,459	9,350	7,400

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成27年11月1日至平成28年10月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	65,000	43,400	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自平成28年11月1日至平成29年10月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	65,000	36,200	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、未公開企業でありストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年10月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成28年8月16日に1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年10月15日	平成28年9月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8	当社取締役 1 当社従業員 45
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,600	普通株式 4,930
付与日	平成27年10月18日	平成28年10月25日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社株主総会の承認を要するものとする。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。</p>	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。</p>
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年11月1日～ 平成37年10月15日	平成30年10月22日～ 平成38年9月20日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年10月15日	平成28年9月21日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	1,600	—
付与	—	4,930
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	1,600	4,930
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年10月15日	平成28年9月21日
権利行使価格(円)	510	2,017
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、簿価純資産法により算定した価格を総合的に勘案して算出する方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 — 千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 — 千円

当連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、未公開企業でありストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成28年8月16日に1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年10月15日	平成28年9月21日	平成29年10月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8	当社取締役 1 当社従業員 45	当社取締役 2 当社従業員 33 社外協力者 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,600	普通株式 4,930	普通株式 3,560
付与日	平成27年10月18日	平成28年10月25日	平成29年10月30日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社株主総会の承認を要するものとする。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。</p>	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。</p>	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社株主総会の承認を要するものとする。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。</p>
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年11月1日～ 平成37年10月15日	平成30年10月22日～ 平成38年9月20日	平成31年10月25日～ 平成39年10月24日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年10月15日	平成28年9月21日	平成29年10月16日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	1,600	4,930	—
付与	—	—	3,560
失効	200	200	—
権利確定	—	—	—
未確定残	1,400	4,730	3,560
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年10月15日	平成28年9月21日	平成29年10月16日
権利行使価格(円)	510	2,017	10,187
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、DCF法及び簿価純資産法により算定した価格を総合的に勘案して算出する方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 — 千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 — 千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	14,855 千円
未払事業税	8,609 "
資産除去債務	18,500 "
減損損失	33,731 "
繰越欠損金	7,895 "
その他	3,030 "
繰延税金資産小計	86,622 千円
評価性引当額	△7,895 "
繰延税金資産合計	78,727 千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△15,184 千円
繰延税金負債合計	△15,184 千円
繰延税金資産純額	63,543 千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	23,597 千円
固定資産－繰延税金資産	40,263 "
固定負債－繰延税金負債	317 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3 %
住民税均等割	1.8 %
税額控除	△5.2 %
評価性引当額の増減	2.0 %
のれん償却額	4.6 %
のれん減損損失	15.4 %
その他	△0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.6 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年11月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の36.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年11月1日から平成30年10月31日までのものは34.3%、平成30年11月1日以降のものについては34.1%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

当連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金	14,776	千円
未払事業税	11,341	〃
資産除去債務	25,403	〃
減損損失	67,693	〃
繰越欠損金	33,265	〃
その他	11,643	〃
繰延税金資産小計	164,123	千円
評価性引当額	△66,577	〃
繰延税金資産合計	97,546	千円
繰延税金負債		
資産除去債務	△20,956	千円
繰延税金負債合計	△20,956	千円
繰延税金資産純額	76,589	千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	29,293	千円
固定資産－繰延税金資産	47,608	〃
固定負債－繰延税金負債	312	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.3 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9 %
住民税均等割	0.8 %
税額控除	△5.1 %
評価性引当額の増減	13.6 %
海外子会社との税率差異	7.6 %
法人税等還付税額	△1.4 %
その他	△1.3 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.3 %

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

(共通支配下の取引等①)

1. 取引の概要

当社は、平成29年5月1日付で、当社の完全子会社である株式会社ファイナル・スリー・フィートを吸収合併いたしました。当該合併の概要は次のとおりです。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社ファイナル・スリー・フィート 飲食事業

(2) 企業結合日

平成29年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ファイナル・スリー・フィートは解散いたしました。

(4) 結合後企業の名称

株式会社ギフト

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループの経営と組織運営の効率化を目的としています。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

(共通支配下の取引等②)

1. 取引の概要

当社は、平成29年8月1日付で、当社の完全子会社である株式会社四天王を吸収合併いたしました。当該合併の概要は次のとおりです。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社四天王 飲食事業

(2) 企業結合日

平成29年8月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社四天王は解散いたしました。

(4) 結合後企業の名称

株式会社ギフト

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループの経営と組織運営の効率化を目的としています。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成28年10月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、工場及び事務所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～17年と見積り、割引率はそれぞれの年数に応じた国債利回り(△0.1%～1.9%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	42,528	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	21,933	〃
時の経過による調整額	408	〃
期末残高	64,869	千円

当連結会計年度(平成29年10月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、工場及び事務所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～17年と見積り、割引率はそれぞれの年数に応じた国債利回り(△0.1%～1.9%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	64,869	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19,054	〃
時の経過による調整額	431	〃
資産除去債務の履行による減少額	△8,838	〃
期末残高	75,517	千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自平成27年11月1日至平成28年10月31日)

当社グループは、飲食事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成28年11月1日至平成29年10月31日)

当社グループは、飲食事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成27年11月1日至平成28年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	直営店事業部門	プロデュース事業部門	合計
外部顧客への売上高	2,991,140	1,544,708	4,535,849

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に存在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	直営店事業部門	プロデュース事業部門	合計
外部顧客への売上高	3,841,730	1,770,595	5,612,325

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に存在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

当社グループは、飲食事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

当社グループは、飲食事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

当社グループは、飲食事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	田川 翔	-	-	当社 代表 取締役 社長	(被所有) 直接31.5 間接55.3	-	当社借入 契約の債 務被保証 (注) 1	201,372	-	-
							当社リース 契約の債 務被保証 (注) 2	23,914	-	-
							当社不動 産契約の 債務被保 証 (注) 3	129,706	-	-

- (注) 1. 当社は、銀行からの借入について、代表取締役社長田川翔から債務保証を受けております。取引金額については、借入金額の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っていません。
2. 当社は、リース会社に対するリース債務について、代表取締役社長田川翔から債務保証を受けております。取引金額については、期末リース債務残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っていません。
3. 当社は、店舗の賃借料について、代表取締役社長田川翔から債務保証を受けております。取引金額については、平成27年11月1日から平成28年10月31日までに支払った賃借料（消費税抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っていません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	田川 翔	-	-	当社 代表 取締役 社長	(被所有) 直接30.7 間接54.5	-	当社不動産 契約の債 務被保証 (注)	134,403	-	-

- (注) 当社は、店舗の賃借料について、代表取締役社長田川翔から債務保証を受けております。取引金額については、平成28年11月1日から平成29年10月31日までに支払った賃借料（消費税抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っていません。

- (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
1株当たり純資産額	132.03円	192.06円
1株当たり当期純利益金額	26.16円	54.73円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載していません。
2. 当社は、平成28年8月16日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。また、平成30年8月1日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	104,649	218,947
普通株主に帰属しない 金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益 (千円)	104,649	218,947
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,000,000	4,000,323
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数4,946個) これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類 (新株予約権の数8,304個) これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

当社は平成30年7月3日開催の取締役会決議に基づき、平成30年8月1日付をもって株式分割を行っております。また、平成30年7月11日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成30年7月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社株式を、1株につき20株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	202,950株
今回の分割により増加する株式数	3,856,050株
株式分割後の発行済株式総数	4,059,000株
株式分割後の発行可能株式総数	16,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

効力発生日 平成30年8月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年7月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年7月31日)
減価償却費	95,080 千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間（自 平成29年11月1日 至 平成30年7月31日）

1. 配当金支払額
該当事項はありません。
2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、飲食事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年7月31日)
1株当たり四半期純利益金額	114.97円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額（千円）	466,644
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額（千円）	466,644
普通株式の期中平均株式数（株）	4,059,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、平成30年8月1日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は平成30年7月3日開催の取締役会決議に基づき、平成30年8月1日付をもって株式分割を行っております。また、平成30年7月11日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成30年7月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社株式を、1株につき20株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	202,950株
今回の分割により増加する株式数	3,856,050株
株式分割後の発行済株式総数	4,059,000株
株式分割後の発行可能株式総数	16,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

効力発生日 平成30年8月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤ 【連結附属明細表】（平成29年10月31日現在）

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	345,000	300,000	0.3	—
1年以内に返済予定の長期借入金	205,162	224,086	0.5	—
1年以内に返済予定のリース債務	5,017	2,406	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	518,054	344,709	0.5	平成31年3月20日～ 平成35年9月25日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	10,609	2,110	—	平成31年5月17日～ 平成31年12月17日
合計	1,083,843	873,312	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	172,108	91,392	64,459	9,350
リース債務	1,908	202	—	—

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	171,368	753,518
売掛金	—	187,071
商品及び製品	9,125	7,907
原材料及び貯蔵品	9	15,186
前払費用	27,985	56,986
繰延税金資産	11,680	29,295
関係会社短期貸付金	91,071	199,574
その他	33,545	9,869
貸倒引当金	△4	△142,873
流動資産合計	344,783	1,116,536
固定資産		
有形固定資産		
建物	336,803	563,417
減価償却累計額	△71,525	△114,532
建物（純額）	265,277	448,884
構築物	7,622	21,297
減価償却累計額	△216	△1,041
構築物（純額）	7,406	20,256
機械及び装置	—	※2 190,767
減価償却累計額	—	△56,885
機械及び装置（純額）	—	133,881
車両運搬具	429	5,152
減価償却累計額	△429	△3,389
車両運搬具（純額）	0	1,762
工具、器具及び備品	146,192	184,812
減価償却累計額	△61,192	△97,406
工具、器具及び備品（純額）	85,000	87,405
土地	—	639
リース資産	—	11,021
減価償却累計額	—	△6,505
リース資産（純額）	—	4,516
有形固定資産合計	357,684	697,346
無形固定資産		
ソフトウェア	33,758	39,006
無形固定資産合計	33,758	39,006

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
投資その他の資産		
関係会社株式	373,677	0
出資金	50	10,402
長期貸付金	26,787	91,635
長期前払費用	29,267	49,855
繰延税金資産	30,021	47,608
敷金及び保証金	140,961	275,526
その他	4,330	18,054
投資その他の資産合計	605,096	493,082
固定資産合計	996,538	1,229,435
資産合計	1,341,322	2,345,971

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 69,211	149,468
短期借入金	※4 100,000	※4 300,000
1年内返済予定の長期借入金	128,164	※2 208,194
リース債務	—	2,406
未払金	79,153	146,867
未払費用	※1 101,151	88,131
未払法人税等	828	104,552
前受金	1,723	5,974
賞与引当金	31,208	43,067
関係会社事業損失引当金	—	17,671
その他	30,572	57,147
流動負債合計	542,012	1,123,481
固定負債		
長期借入金	303,885	※2 344,709
リース債務	—	2,110
資産除去債務	48,264	73,527
その他	1,774	5,165
固定負債合計	353,923	425,511
負債合計	895,936	1,548,993
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	35,025
資本剰余金		
資本準備金	—	15,025
その他資本剰余金	272,127	272,127
資本剰余金合計	272,127	287,153
利益剰余金		
その他利益剰余金	153,258	474,799
繰越利益剰余金	153,258	474,799
利益剰余金合計	153,258	474,799
株主資本合計	445,386	796,978
純資産合計	445,386	796,978
負債純資産合計	1,341,322	2,345,971

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
売上高	2,343,494	4,009,053
売上原価	680,335	1,246,914
売上総利益	1,663,159	2,762,139
販売費及び一般管理費	※1 1,569,907	※1 2,344,941
営業利益	93,252	417,197
営業外収益		
受取利息	179	1,361
受取配当金	1	2
為替差益	288	6,945
受取補償金	—	4,601
補助金収入	800	—
手数料収入	3,161	6,305
関係会社業務受託収入	7,266	—
その他	3,118	3,934
営業外収益合計	14,815	23,150
営業外費用		
支払利息	11,177	4,042
貸倒引当金繰入額	—	138,935
繰上返済手数料	4,581	—
その他	853	259
営業外費用合計	16,612	143,237
経常利益	91,455	297,110
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 32,461
抱合せ株式消滅差益	—	※3 325,149
特別利益合計	—	357,611
特別損失		
減損損失	61,326	86,087
固定資産除却損	※4 1,613	※4 6,414
関係会社株式評価損	—	※5 112,188
関係会社事業損失引当金繰入額	—	※5 17,671
特別損失合計	62,939	222,362
税引前当期純利益	28,515	432,360
法人税、住民税及び事業税	25,802	123,994
法人税等調整額	△23,778	△13,175
法人税等	2,024	110,819
当期純利益	26,491	321,540

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)		当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	—	—	142,562	73.5
II 労務費		—	—	26,166	13.5
III 経費		—	—	25,192	13.0
当期総製造費用		—	—	193,920	100.0
期首商品及び原材料たな卸高		7,277		9,125	
合併による商品及び製品受入高		—		10,649	
当期商品仕入高		682,183		1,053,167	
合計		689,461		1,266,863	
期末商品及び原材料たな卸高		9,125		18,385	
期末製品たな卸高		—		1,563	
売上原価		680,335		1,246,914	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
消耗品費	—	7,511
減価償却費	—	7,426

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,000	—	272,127	272,127	126,766	126,766	418,894	418,894
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	26,491	26,491	26,491	26,491
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	26,491	26,491	26,491	26,491
当期末残高	20,000	—	272,127	272,127	153,258	153,258	445,386	445,386

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,000	—	272,127	272,127	153,258	153,258	445,386	445,386
当期変動額								
新株の発行	15,025	15,025	—	15,025	—	—	30,051	30,051
当期純利益	—	—	—	—	321,540	321,540	321,540	321,540
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	15,025	15,025	—	15,025	321,540	321,540	351,592	351,592
当期末残高	35,025	15,025	272,127	287,153	474,799	474,799	796,978	796,978

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品・製品・原材料・貯蔵品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～18年
構築物	10～20年
車両運搬具	2～3年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

- (3) ヘッジ方針
借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式
移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産
通常の販売目的で保有するたな卸資産
商品・製品・原材料・貯蔵品
主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～18年
構築物	14～20年
機械及び装置	8年
車両運搬具	5～6年
工具、器具及び備品	3～6年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月1日）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
買掛金	11,592 千円	—
未払費用	88,044 "	—

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
機械及び装置	—	20,103 千円
計	—	20,103 千円

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
1年内返済予定の長期借入金	—	7,200 千円
長期借入金	—	36,200 "
計	—	43,400 千円

3 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
GIFT (SINGAPORE) PTE. LTD.	24,126 千円	GIFT (SINGAPORE) PTE. LTD. 15,892 千円
計	24,126 千円	計 15,892 千円

※4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
当座貸越限度額	250,000 千円	1,085,000 千円
借入実行残高	100,000 "	300,000 "
差引額	150,000 千円	785,000 千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)		(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	
給与手当	416,469	千円	547,068	千円
雑給	205,245	〃	291,906	〃
減価償却費	45,744	〃	72,941	〃
賞与引当金繰入額	31,208	〃	41,156	〃
貸倒引当金繰入額	—		1,064	〃
不動産賃借料	188,325	千円	266,724	〃
おおよその割合				
販売費	4.3	%	6.7	%
一般管理費	95.7	%	93.3	%

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)		(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	
建物	—		28,112	千円
工具、器具及び備品	—		4,349	〃
計	—		32,461	千円

※3 当事業年度の抱合せ株式消滅差益は、連結子会社でありました株式会社ファイナル・スリー・フィート及び株式会社四天王を吸収合併したことによるものであります。

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)		(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	
建物	—		6,144	千円
工具、器具及び備品	1,613	千円	270	〃
計	1,613	千円	6,414	千円

※5 関係会社株式評価損等の内容

当社連結子会社である GIFT USA INC. 及びGIFT (SINGAPORE) PTE. LTD. の財政状態等を勘案し、当社所有の株式に対する評価及び同社への債権にかかる将来の回収可能性等を見直した結果、関係会社株式評価損112,188千円及び関係会社事業損失引当金繰入額17,671千円を計上いたしました。

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年10月31日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成28年10月31日
子会社株式	373,677
計	373,677

当事業年度(平成29年10月31日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成29年10月31日
子会社株式	0
計	0

(税効果会計関係)

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	11,088	千円
未払事業税	592	〃
資産除去債務	17,389	〃
減損損失	22,095	〃
その他	2,898	〃

繰延税金資産小計 54,064 千円

評価性引当額 —

繰延税金資産合計 54,064 千円

繰延税金負債

資産除去債務 △12,361 千円

繰延税金負債合計 △12,361 千円

繰延税金資産純額 41,702 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8 %
(調整)	
住民税均等割	7.9 %
税額控除	△35.7 %
その他	0.1 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.1 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年11月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の36.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年11月1日から平成30年10月31日までのものは34.3%、平成30年11月1日以降のものについては34.1%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	14,776 千円
未払事業税	11,341 "
資産除去債務	25,065 "
貸倒引当金	46,714 "
関係会社事業損失引当金	6,024 "
関係会社株式	45,057 "
減損損失	39,692 "
その他	5,650 "
繰延税金資産小計	194,322 千円
評価性引当額	△96,773 "
繰延税金資産合計	97,548 千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△20,644 千円
繰延税金負債合計	△20,644 千円
繰延税金資産純額	76,904 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.3 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9 %
住民税均等割	0.8 %
税額控除	△5.3 %
抱合せ株式消滅差益	△25.8 %
評価性引当額の増減	22.4 %
その他	△1.6 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.6 %

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項 (企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】（平成29年10月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期末首残高 (千円)	当期末増加額 (千円)	当期末減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期末償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	336,803	299,668	73,054 (55,342)	563,417	114,532	34,678	448,884
構築物	7,622	16,768	3,093 (3,093)	21,297	1,041	776	20,256
機械及び装置	—	195,744	4,977 (4,977)	190,767	56,885	9,046	133,881
車両運搬具	429	4,722	—	5,152	3,389	254	1,762
工具、器具及び備品	146,192	66,751	28,131 (22,674)	184,812	97,406	24,840	87,405
土地	—	639	—	639	—	—	639
リース資産	—	11,021	—	11,021	6,505	1,203	4,516
有形固定資産計	491,048	595,317	109,257 (86,087)	977,108	279,762	70,799	697,346
無形固定資産							
ソフトウェア	40,547	13,541	—	54,089	15,082	9,567	39,006
無形固定資産計	40,547	13,541	—	54,089	15,082	9,567	39,006
長期前払費用	87,562	33,113	10,852	109,823	59,968	20,654	49,855

※1. 当社は当期に減損損失を計上しており、当減損損失に係る当期減少額は括弧書き内に記しております。

2. 主な増加は、株式会社ファイナル・スリー・フィート及び株式会社四天王を合併したことによる固定資産の受入346,936千円、新店をオープンしたことによる建物87,038千円、建物附属設備71,704千円、機械及び装置43,995千円、工具、器具及び備品28,890千円等の増加であります。

3. 主な減少は、固定資産の減損損失計上による86,087千円の減少であります。

【引当金明細表】

区分	当期末首残高 (千円)	当期末増加額 (千円)	当期末減少額 (目的使用) (千円)	当期末減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4	142,873	—	4	142,873
賞与引当金	31,208	43,067	31,208	—	43,067
関係会社事業損失引当金	—	17,671	—	—	17,671

(注) 貸倒引当金の「当期末減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成29年10月31日現在）

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としております。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載を行います。</p> <p>当社の公告掲載URLは次のとおりであります。</p> <p>http://www.gift-group.co.jp/</p>
株主に対する特典	なし

（注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款で定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年12月25日	田川 翔	東京都町田市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	株式会社グローウィング代表取締役田川 翔	神奈川県相模原市南区上鶴間本町6-26-6	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)	1,100	56,012,000(50,920)(注)4.	資産管理会社への譲渡
平成29年10月30日	田川 翔	東京都町田市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	ギフトグループ従業員持株会理事長五所尾卓功	東京都町田市原町田6-27-19	当社グループの従業員持株会	700	7,130,900(10,187)(注)4.	従業員福利厚生充実による
平成30年4月5日	田川 翔	東京都町田市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	株式会社力の源ホールディングス代表取締役会長兼社長河原成美	福岡県福岡市中央区大名1-14-45 QizTENJIN 801B号	-	2,100	61,120,500(29,105)(注)4.	業務提携のため(注)7.

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年11月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとするとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

- (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法及び簿価純資産法により算定した価格を総合的に勘案して算出する方法によっております。
5. 当社は、平成28年8月16日付をもって、普通株式1株を100株に分割しており、上記、平成27年12月25日付の移動に関する「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
6. 当社は、平成30年8月1日付で、普通株式1株を20株に分割しておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
7. 当社は、平成30年5月17日付で、株式会社力の源ホールディングスと海外事業展開にかかる連携強化を主たる目的とした業務提携契約を締結しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成29年10月30日	平成28年10月25日	平成29年10月30日
種類	普通株式	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	2,950株	普通株式 4,930株	普通株式 3,560株
発行価格	10,187円 (注) 5	2,017円 (注) 6	10,187円 (注) 6
資本組入額	5,093.5円	1,009円	5,094円
発行価額の総額	30,051,650円	9,943,810円	36,265,720円
資本組入額の総額	15,025,825円	4,974,370円	18,134,640円
発行方法	有償第三者割当	平成28年9月21日開催の臨時株主総会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年10月16日開催の臨時株主総会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 4	(注) 3、4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により割当てを受けた募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年10月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、

割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
4. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
5. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法及び簿価純資産法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法及び簿価純資産法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき2,017円	1株につき10,187円
行使期間	平成30年10月22日から 平成38年9月20日まで	平成31年10月25日から 平成39年10月24日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

8. 新株予約権①は、退職等により従業員11名590株（分割前）の権利が喪失しております。
9. 新株予約権②は、退職等により従業員2名80株（分割前）の権利が喪失しております。
10. 当社は平成30年8月1日付で、普通株式1株を20株に分割しておりますが、上記「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該分割前の「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株 式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
株式会社ガーデン 代表取締役 川島賢 資本金 10百万円	東京都新宿区 新宿 2-8-8	飲食店舗の運営	600	6,112,200 (10,187)	当社の取引先
株式会社AZism 代表取締役 和田敏典 資本金 10百万円	東京都立川市 西砂町 2-17-4	飲食店舗の運営	400	4,074,800 (10,187)	当社の取引先
株式会社ダイニングイノベーション 代表取締役会長 西山知義 資本金 100百万円	東京都渋谷区 恵比寿南 1-11-2 DINING INNOVATION BLDG.	飲食店舗の運営	400	4,074,800 (10,187)	当社の取引先
株式会社トイダック 代表取締役 嶋田誓一 資本金 9百万円	神奈川県大和市 大和南 1-12-11	飲食店舗の運営	400	4,074,800 (10,187)	当社の取引先
株式会社NO's 代表取締役 野口真希 資本金 8百万円	千葉県千葉市 緑区古市場町404-1	飲食店舗の運営	300	3,056,100 (10,187)	当社の取引先
末廣紀彦	神奈川県川崎市多摩区	会社役員	200	2,037,400 (10,187)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
榎正規	東京都中野区	会社役員	100	1,018,700 (10,187)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
株式会社エスタイル 代表取締役 鈴木康友 資本金 1百万円	神奈川県横須賀市 根岸町 3-10-7	飲食店舗の運営	100	1,018,700 (10,187)	当社の取引先
株式会社スプラウト 代表取締役 久保谷翔太 資本金 5百万円	茨城県つくば市 赤塚610-57	飲食店舗の運営	100	1,018,700 (10,187)	当社の取引先
株式会社スマイルキューブ 代表取締役 井上景介 資本金 5百万円	東京都港区 赤坂 2-17-60 CREA赤坂 1階	飲食店舗の運営	100	1,018,700 (10,187)	当社の取引先
有限会社エムズファクトリー 代表取締役 長谷川真土 資本金 3百万円	福島県いわき市 平塩字出口18	飲食店舗の運営	100	1,018,700 (10,187)	当社の取引先
ラインエイジ株式会社 代表取締役 荒井忍 資本金 5百万円	群馬県前橋市 南町 3-30-1	飲食店舗の運営	100	1,018,700 (10,187)	当社の取引先
田中明雄	千葉県松戸市	飲食店舗の運営	50	509,350 (10,187)	当社の取引先

(注) 当社は、平成30年7月3日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格 (単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
末廣紀彦	神奈川県川崎市多摩区	会社役員	2,000	4,034,000 (2,017)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
榎正規	東京都中野区	会社員	600	1,210,200 (2,017)	当社の従業員
栗屋朋友	神奈川県相模原市中央区	会社員	100	201,700 (2,017)	当社の従業員
荒田一耕	神奈川県小田原市	会社員	80	161,360 (2,017)	当社の従業員
池田徹	東京都葛飾区	会社員	80	161,360 (2,017)	当社の従業員
大谷義隆	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	80	161,360 (2,017)	当社の従業員
小林佳介	東京都葛飾区	会社員	80	161,360 (2,017)	当社の従業員
小林仁崇	東京都杉並区	会社員	80	161,360 (2,017)	当社の従業員
鈴木剛	埼玉県川口市	会社員	80	161,360 (2,017)	当社の従業員
仲尾一成	東京都渋谷区	会社員	80	161,360 (2,017)	当社の従業員
藤井直也	静岡県静岡市清水区	会社員	80	161,360 (2,017)	当社の従業員
増田稔	埼玉県幸手市	会社員	80	161,360 (2,017)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下(株式分割後)である従業員23名、割当株式の総数18,400株(株式分割後)の記載は省略しております。
3. 当社は、平成30年7月3日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
笹島竜也	神奈川県茅ヶ崎市	会社役員	600	6,112,200 (10,187)	特別利害関係者等 (当社取締役)
半田晃大	東京都町田市	会社員	600	6,112,200 (10,187)	当社の従業員
ワールドビジネス・ コンサルティング株式会社 代表取締役 木下義和 資本金 1百万円	東京都千代田区丸の内 1-8-3丸の内トラストタ ワー本館20階	コンサルティング 業務	500	5,093,500 (10,187)	当社の社外協力者 (注) 2.
半田竜児	東京都町田市	会社員	220	2,241,140 (10,187)	当社の従業員
藤井誠二	神奈川県横浜市港北区	会社役員	200	2,037,400 (10,187)	特別利害関係者等 (当社取締役)
荒田一耕	神奈川県小田原市	会社員	80	814,960 (10,187)	当社の従業員
田畑宏章	神奈川県小田原市	会社員	80	814,960 (10,187)	当社の従業員
中川聡	東京都武蔵野市	会社員	80	814,960 (10,187)	当社の従業員
平井俊	神奈川県横浜市西区	会社員	80	814,960 (10,187)	当社の従業員
藤田雄一郎	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	80	814,960 (10,187)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
 2. 当社が経営指導を受けております。
 3. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下(株式分割後)である従業員24名、割当株式の総数19,200株(株式分割後)の記載は省略しております。
 4. 当社は、平成30年7月3日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社グローイング (注) 1②③	神奈川県相模原市南区上鶴間本町6-26-6	2,200,000	51.89
田川翔 (注) 1①②	東京都町田市	1,204,000	28.40
笹島竜也 (注) 1②④	神奈川県茅ヶ崎市	492,000 (12,000)	11.61 (0.28)
末廣紀彦 (注) 1④	神奈川県川崎市多摩区	44,000 (40,000)	1.04 (0.94)
株式会社力の源ホールディングス (注) 1②	福岡県福岡市中央区大名1-14-45 QizTENJIN801B号	42,000	0.99
藤井誠二 (注) 1②④	神奈川県横浜市港北区	24,000 (4,000)	0.57 (0.09)
宮下清幸 (注) 1②⑥	東京都町田市	16,000	0.38
ギフトグループ従業員持株会 (注) 1②	東京都町田市原町田6-27-19	14,000	0.33
榎正規 (注) 1④	東京都中野区	14,000 (12,000)	0.33 (0.28)
網野功介 (注) 1②⑥	神奈川県伊勢原市	12,000	0.28
株式会社ガーデン (注) 1②	東京都新宿区新宿2-8-8	12,000	0.28
田川敏 (注) 1②⑤	神奈川県相模原市南区	12,000	0.28
半田晃大 (注) 1⑥	東京都町田市	12,000 (12,000)	0.28 (0.28)
ワールドビジネス・コンサルティング株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3丸の内トラ スタワー本館20階	10,000 (10,000)	0.24 (0.24)
株式会社AZism	東京都立川市西砂町2-17-4	8,000	0.19
株式会社ダイニングイノベーション	東京都渋谷区恵比寿南1-11-2 DINING INOVATION BLDG.	8,000	0.19
株式会社トイダック	神奈川県大和市大和南1-12-11	8,000	0.19
株式会社NO's	千葉県千葉市緑区古市場町404-1	6,000	0.14
半田竜児 (注) 1⑥	東京都町田市	4,400 (4,400)	0.10 (0.10)
大倉宋太 (注) 1⑥	大阪府大阪市西区	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
金親憲彦 (注) 1⑥	神奈川県相模原市中央区	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
中越吉徳 (注) 1⑥	神奈川県横浜市中区	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
三浦正樹 (注) 1⑥	東京都江戸川区	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
村岡真之介 (注) 1⑥	神奈川県横浜市港北区	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
吉田直樹 (注) 1⑥	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
荒田一耕 (注) 1⑥	神奈川県小田原市	3,200 (3,200)	0.08 (0.08)
藤田雄一郎 (注) 1⑥	神奈川県横浜市戸塚区	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
増田稔 (注) 1⑥	埼玉県幸手市	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
粟屋朋友 (注) 1⑥	神奈川県相模原市中央区	2,000 (2,000)	0.05 (0.05)
株式会社エスタイル	神奈川県横須賀市根岸町3-10-7	2,000	0.05
株式会社スプラウト	茨城県つくば市赤塚610-57	2,000	0.05
株式会社スマイルキューブ	東京都港区赤坂2-17-60 CREA赤坂1階	2,000	0.05
有限会社エムズファクトリー	福島県いわき市平塩塩出口18	2,000	0.05
ラインエイジ株式会社	群馬県前橋市南町3-30-1	2,000	0.05
池田徹 (注) 1⑥	東京都葛飾区	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
大谷義隆 (注) 1⑥	神奈川県横浜市神奈川区	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
小林佳介 (注) 1⑥	東京都葛飾区	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
小林仁崇 (注) 1⑥	東京都杉並区	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
鈴木剛 (注) 1⑥	埼玉県川口市	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
田中亮介 (注) 1⑥	神奈川県大和市	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
田畑宏章 (注) 1⑥	神奈川県小田原市	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
仲尾一成 (注) 1⑥	東京都渋谷区	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
中川聡 (注) 1⑥	東京都武蔵野市	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
平井俊 (注) 1⑥	神奈川県横浜市西区	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
藤井直也 (注) 1⑥	静岡県静岡市清水区	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
細谷光義 (注) 1 ⑥	宮城県多賀城市	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
宮村洋平 (注) 1 ⑥	大阪府堺市中央区	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
田中明雄	千葉県松戸市	1,000	0.02
所有株式数800株の株主39名		31,200 (31,200)	0.74 (0.74)
計	—	4,239,400 (180,400)	100.00 (4.26)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の注記の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ① 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
- ② 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
- ③ 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
- ④ 特別利害関係者等 (当社の取締役)
- ⑤ 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の二親等内の血族)
- ⑥ 当社の従業員

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月6日

株式会社ギフト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 薬袋政彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田光完治 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ギフトの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギフト及び連結子会社の平成28年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月6日

株式会社ギフト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 薬袋政彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田光完治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ギフトの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギフト及び連結子会社の平成29年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年9月6日

株式会社ギフト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 薬袋政彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田光完治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ギフトの平成29年11月1日から平成30年10月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年5月1日から平成30年7月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年11月1日から平成30年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ギフト及び連結子会社の平成30年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月6日

株式会社ギフト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 薬袋政彦印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田光完治印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ギフトの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギフトの平成28年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月6日

株式会社ギフト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 薬袋政彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田光完治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ギフトの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギフトの平成29年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



G I F T